

ケース 4.1 フランスの歴史における移民と国民

以下の文章は、イヴ・レキンの有名な『フランスのモザイク (*Frenchmosaic*)』に依拠したものであり、フランスが近代国家となるまでの複雑なエスニック的起源を明らかにしている。

古代のゴール (Gaul) の領域は、今日のフランスの領土とほぼ一致する。紀元 5 世紀の西ローマ帝国の崩壊の時期に同地域に住んでいたのは、文化的にも政治的にも多様な人々であり、ローマ市民や兵士そして奴隷、古くから土着していたゲルマン人の部族、後になって移住してきた部族も含まれ、同地域は多様な人々によるパッチワークのようなありさまだった。政治的な中心はいくつかに分かれていた。英国の西に住んでいたケルト人はサクソン人の侵略から逃れるためにドーヴァー海峡を越えて今日のブルターニュに移住し、フランク王国の基礎を築いた人々と戦っていた。

ノース (古代ノルウェー) 人の侵略によりフランク王国は広範囲にわたり被害を受けたが、古代ノルウェー人は紀元 900 年頃より現在のノルマンディ地方に定住した。フランク王国は近隣の地域や人々を徐々に吸収しながら拡大したが、そのプロセスは長期にわたるものであった。フランス人としてのアイデンティティやフランス人としての意識はゆっくりと醸成されていった。中世のフランスの人々の生活は、村やその近辺に限られたものではあったが、人々は境界の外に別の世界があることは認識していた。フランク王国の人々にとり、ブルターニュやノルマンディ、そしてラングドック地方の人々は外国人であった。

しかも、さらに新来の人々もいた。イタリアからの商人や芸術家に加え、傭兵たち、巡回布教師や学者、音楽家も来住していた。さらには北アフリカや地中海東部の国々やスペインから連れて来られたムスリム奴隷たちもいた。また、ユダヤ人やジプシーたちもやってきた。ユダヤ人は多くの人々の間に点在していただけでなく、居住地の言語を話していた。十字軍の時代には、ユダヤ人は多くの国民のスケープゴートにされ、暴力や迫害の犠牲者となった。ユダヤ人は国民とは分離されゲットーを形成して住むのが当たり前になっていった。1306年にフランス国王フィリップ 14 世 (端麗王) は、当時 10 万人ほど住んでいたユダヤ人に国外退去を命じ、彼らの財産を奪い取った。しかし、1315年には経済的観点から国王ルイ 10 世は、ユダヤ人たちに門戸を開き帰還させた。ユダヤ人がキリスト教国民と同じ法的地位をついに獲得するのは、1789年のフランス革命まで待たなければならなかった。しかし、国民のなかにはユダヤ人をフランスにおける外国人であるとみなし続ける者がいた。今日でも、極右政党の「国民戦線 (FN)」は反ユダヤ主義を声高に叫んでいる。

ジプシーは、ロマ (Rom) あるいはツィガニー (Tziganes) とも称されるが、現在のインドより移住した人々の子孫である。ジプシーは 50 人から 100 人単位で王国内を移動しつつ、行商していた。ジプシーは、増えるともまなく国民からの敵意を浴びるようになった。フランスのアンジェのような都市では、1498年にジプシーの居住を禁止したが、その後、国王フランソワ 1 世

ケース 4.1 フランスの歴史における移民と国民

は布告をだし、ジプシーが王国内に住むことを禁止した。ジプシーはその後帰還しフランス社会の一員となったが、すべての国民が彼らを受け入れたわけではなかった。ユダヤ人同様に、ジプシーは第二次世界大戦中にナチス・ドイツによって抹殺の対象となった。20 世紀のジェノサイドはヨーロッパへの移民の歴史に深く根ざしたものである。ユダヤ人とジプシーはヨーロッパにおける人種差別の対象となり、もっとも長い間迫害されてきた人々であろう。

15 世紀は、近代国民国家の黎明期を迎え、大きな転換期となった時期である。この世紀は同時に、大航海時代の夜明けとも重なり、ヨーロッパ人が地球全体に活動領域を広げ、世界を領土化していく長い時代の幕開けの世紀ともなった。18 世紀には、王権神授説は正当性を失い始めていた。1789 年のフランス革命を導いた思想には、人民主権の原理、国民国家の概念、国民はひとつの国家に属するという考えが含まれていた。これらの考えは、われわれのテーマにとって重要である。国民国家に沿って人々が組織化されていないのであれば、国際移民という概念が意味をなさなくなるからである。今日では普遍的に認められるようになったが、主権概念には、国家が人々の入国と出国を管理する権限が含まれている。今日では、不法移民が政治的に厄介な問題とみなされるようになっているが、それは、主権国家の大権がそのことによって脅かされるとみなされやすいからである。

【参考文献】

Lequin, Y. (ed.) (1988) *La Mosaïque France* (Paris: Larousse).

ケース 4.2 移民がつくるアフリカの歴史

他の地域にもあてはまることであるが、人口移動は数千年にわたりアフリカを形成する上で大きな役割を果たしてきた。環境、経済、文化そして政治における大きな変動が歴史上の大量移民を引き起こし、アフリカ社会を形成するとともに、人々の生活様式を形作ってきたのである。アフリカの伝統は、ヨーロッパ植民勢力の進出によって破壊され、変容を余儀なくされた。植民地主義は、経済的搾取、政治的支配、文化変容をもたらした。大西洋奴隷貿易は、環大西洋経済の発展を促す重要な要素となったが、他方でアフリカの西部と中央地域に絶大なる災いをもたらした。1945年以降になり、植民地主義は終息し始めたものの、アフリカに残されたものは、低開発と貧困であった。そして、こうした社会環境が、アフリカからの国際移民の発生を促したのである。

アフリカの大湖沼地域で人類の祖先が誕生し、その後何万年もかけて世界に拡散していった。研究者たちは、アフリカから大きな移民の流れが始まったのは約 20 万年前であり、移動を促したのは、人口を増加させた技術革新であり、人々が拡散し始めたからだと考えている。例えば、1万 5,000 年ほど前には、ヌビア・紅海沿岸（現代のエジプト南部とスーダンと重なる）地域に住んでいた人々は、野生穀物の集約的農耕化に成功して人口が増加し、新しい地域に進出することができたのである。言語の発祥経緯や系譜を調べると、そこに移民の影響をみるのが可能である。セム語やベルベル語族は、エチオピア近辺からアフリカの角地帯全域に拡散していったが、それに対して、ナイル・サハラ語はスーダンからチャド湖の北部に広がっていった。バンツ族諸語は、約 5,000 年前に今日のカメルーン辺りで生まれた後、南アフリカのナタール地域にまで到達している。アフリカの先住の人々の言語と、征服者たちの言語が長い間かけて混淆し、信じられないほどアフリカの言語的多様性が拡大してきたのである。

気候や生態学的な変化が移民を引き起こす原因ともなる。紀元前 2500 年頃までに出来上がったサハラ砂漠は、サブサハラアフリカ地域を他の世界から孤立させた。しかし、気候は変動し、長い間には湿潤期と乾燥期が交互にやってきた。この地域に移住する人々や逆に出て行く人の移動の動きに大きな影響を与えた。旱魃は、この地域の多くの人々を移住させてアフリカ大陸に拡散させた。一般的にいうと、乾燥期には北から南への人口移動が起き、湿潤期には南から北への移住が引き起こされることが多かった。

植民地化以前のアフリカ各地において、移民は通常の生活の一部であった。このなかには新しい領土を切り開くための移住や、戦争や迫害を避けるための移住もあったが、狩猟、交易、農業、布教のための季節的で循環的な移動も含まれていた。しかし、このような通常の移民は、アフリカ地域外のアジア、ヨーロッパ、アメリカとの交易や、あるいは域外からの侵略によって中断され複雑になることがしばしばあった。

紀元前 1000 年頃、オーストラリア・ポリネシア地域に住むマラガシ族の人々は長距離航

ケース 4.2 移民がつくるアフリカの歴史

海能力をもつようになり、今日のアフリカ東南部沖にあるマダガスカル島にまで到達している。北アフリカをムスリムが征服したことにより、マグレブ地域の中核を構成するモロッコ、アルジェリア、チュニジアと中東地域とがつながるようになった。広大なサハラ砂漠は、マグレブ地域とサヘル地域およびサブサハラ地域とを分断した。サヘルとは、サハラ砂漠の南端と直接に接する地域と、西アフリカの北部にある肥沃な海岸地域を指し、今日のセネガル、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、チャド、スーダン、そしてエリトリアを含んでいる。ベドウィンの人々がアラビア地域から北アフリカに移民してきた後を追って、ヒラール族やスレーム族が率いる集団がラクダの背なかに乗ってエジプトの砂漠を横切って移民してきている。北アフリカのアラビア化の過程はヒラール族が今日のチュニジア、アルジェリア、モロッコ、そして西サハラに到着しアラビア語をもたらしたことによってほぼ完遂した。それにもかかわらずベルベル人たちの多くは、タマジクト語やベルベル語をいまでも話している。

奴隷貿易はヨーロッパ人がアフリカに到着してから拡大し、甚大な影響を与えたが、奴隷貿易そのものは紀元後 5 世紀にはその萌芽がみられ、奴隷貿易の中心地は 7 世紀頃までにはアフリカ熱帯地域から、地中海地域やアラビア半島に移っていった。現在のウクライナやその他のスラヴ地域（スラヴ [Slav] という言葉はラテン語の奴隷 [sclavus] を語源としており両者の類似に注意）など黒海の北の地域は 12 世紀から 15 世紀にかけて地中海沿岸地域への主要な奴隷供給地であった。その当時、西アフリカで、征服された民族は奴隷集団になるという考え方が普及し、同地域に大きな影響を与えた。征服した男たちをいつまでも監視化しておくのは危険なことでもあったので、征服した集団はすぐに捉えた男たちを、農業労働者を必要とした北アフリカやヨーロッパからの奴隷商人に売るという習慣が確立し、後には、海外の工場やプランテーションが成長すると、海外に奴隷を売り飛ばすようになったのである (Curtin, 1997)。

15 世紀以降は、ヨーロッパによる植民地化によって、それまでの移民の流れは破壊された。15 世紀にはまずポルトガルが西アフリカに到着し、その後、オランダ、英国、フランスが続いた。アフリカ系でカリブ海出身の研究者として先駆的なウォルター・ロドニーは、低開発は条件ではなく過程にすぎないと指摘している。すなわち、ヨーロッパは近代初頭よりアフリカを低開発にしておくことで、発展してきたのである。アフリカの労働力と資源を搾取してヨーロッパとアメリカの経済が築かれたのだが、その間、アフリカの経済成長と政治的近代への機会は奪われていたのである (Rodney, 1972)。人間の移動を管理することは常に植民地主義の不可欠な要素だった。

植民地主義の展開の初期にヨーロッパ人商人は軍人と結託して、アフリカ湾岸諸地域を征服し、それらの地域を基地として利用しアフリカの人々を強制的に奴隷にした。天然痘、マラリア、黄熱病などの病気はアメリカの先住民たちに破壊的な影響を与え、人口減少を引き起こしていた。こうしたことから、ヨーロッパ人はアフリカ人奴隷を新世界に運び、そこで換金作物である砂糖、綿花、タバコ栽培のための集約的労働力として働かせること

ケース 4.2 移民がつくるアフリカの歴史

にした。奴隷貿易の最盛期は 18 世紀後半にあり、毎年 8 万人ほどのアフリカ人が奴隷として移民していた。最初の行き先地はカリブ海の諸島でありブラジルであった。

16 世紀から 19 世紀にかけて約 1,500 万人の奴隷が南北アメリカとカリブ海地域に運ばれている。プランテーション労働を搾取して集積された資本は、ヨーロッパの工業化の基盤となった。その当時、アフリカへのヨーロッパからの兵士や行政官そして商人の移民がみられたが、大量の移民を動員する定住植民地形成への動きはまだ少なく、1652 年に現在の南アフリカ・ケープ地方に上陸したオランダからの植民移民が占拠した地域で目立つ程度であった (Mafukidze, 2006: 109)。

19 世紀から 20 世紀初期にかけての帝国主義の時代には、ヨーロッパの列強諸国はアフリカを直接的に管理するとともに占拠しようとして互いに競争していた。その基本目的は、アフリカの農業・鉱物資源の確保にあった。英国のような先進諸国にとり、新世界への奴隷貿易は、もはや経済的な意味を失っていた。ヨーロッパ諸国はアフリカを分割し、既存の政治構造を破壊し、伝統的な部族地域の境界を無視して新しい境界線を引き、歴史的な移民の経路を分断したのである。移住するヨーロッパ人の数は増え、農場やプランテーション、そして鉱山も増えていった。白人植民地行政官や商人たちとともに、植民者は新しい政治的・経済的エリートとなっていった。アフリカ人は、強制的に労働者としてプランテーションや鉱山で働かされるようになった。他のアフリカ人は、かつては自分の土地であったところにある白人農場の労働者や家事労働者となった。他には、道路や港湾、ヨーロッパ人の住宅建設のために働かされるか、植民地軍に徴兵されていた。

アフリカ人をこうした労働に追いたてるには、農業用地を収用したり (ケニアやジンバブエのように良い土地をヨーロッパ人に割り当てるために行われることが多かった)、課税 (人頭税や家屋税を課税) するなどして、アフリカ人を貨幣経済に巻き込んだり、あるいは暴力を利用したりしていた。1860 年には、南アフリカのナタール地方はインドの英国植民地政府と協定を結び、年季契約労働者を同地域に移住させることになった。その動きはその後数十年にわたり続けられた。ケニアでは、英国政府がモンバサとヴィクトリア湖の間の鉄道建設のためにインド人労働者を導入していた。今日、南部アフリカには、インド系の住民が約 100 万人在住していると見積もられている。中国人鉱夫も年季契約労働者として南アフリカで働いていたが、英国政府が介入した後、その多くは帰国している。19 世紀後半には、南アフリカで金とダイヤモンドが発見され、短期契約若年労働者を土台とした鉱山労働制度が発達し、後のアパルトヘイト体制の基礎がつけられるようになった。両大戦間期には、植民地政府はアフリカ人を労働者として、また兵士としてヨーロッパでの戦いの支援にあたらせた (Mafukidze, 2006; Rodney, 1972; Zlotnik, 2004)。

植民地化による搾取が生んだ遺物が、低開発と貧困状況である。1950 年代から 1970 年代にかけての植民地解放闘争の時代には、経済的資源の不足や行政官要員の不足状態のなかで、ナショナリストたちは新しい国民国家の建設に邁進したのである。新国家は植民地としてつくられた領域を下敷きにつくられたために、歴史的にはひとつだった集団を分割

ケース 4.2 移民がつくるアフリカの歴史

する一方で、別々のグループをひとつにまとめるということになった。このような恣意的な国境線に基づく新国家では、独立後、国家運営の主導権争いに悩まされることになった。アフリカの新独立諸国の指導者たちは、冷戦で対立する国々からの影響に積極的に対応しようとした。兵器とともに多くの軍事指導者がヨーロッパ、アメリカ、ロシア、東ヨーロッパそしてキューバから流入し、アンゴラやモザンビーク、ザイールやエチオピア、そして他の多くのアフリカ諸国で、激しい冷戦の代理戦争が数多く発生した。南アフリカ共和国のアパルトヘイトは、1990年代まで白人支配の遺物として生き残っていたが、その間、武力に物をいわせて隣国に侵略していたこともあり、そのおかげで南部アフリカの発展は停滞したのである。

以上の歴史的背景を知ることが、アフリカの難民の移動、国内避難民や大量の経済移民の動きと、その後の20世紀後半にかけて拡大する動きを理解する上で重要である。ヨーロッパや北アメリカのメディアは、「アフリカは永遠の危機の大陸」だとのイメージを報道するのに忙しいが、危機状態はアフリカ経済と社会のヨーロッパ植民地主義による破壊の結果であり、そのような報道はこの恥辱的な歴史と関連した人種的偏見に基づくものである。

【参考文献】

- Curtin, P. D. (1997) 'Africa and Global Patterns of Migration' in Gungwu, W. (ed.) *Global History and Migrations*, (Boulder, CO: Westview).
- Mafukidze, J. (2006) 'A discussion of migration and migration patterns and flows in Africa' in Cross, C., Gelderblom, D., Roux, N. and Mafukidze, J. (eds.) *Views on Migration in Sub-Saharan Africa*, (Cape Town: HSRC Press).
- Rodney, W. (1972) *How Europe Underdeveloped Africa* (London: Bogle-L'Ouverture).
- Zlotnik, H. (2004) *International Migration in Africa: an Analysis based on Estimates of the Migrant Stock*. (Washington, DC: Migration Information Source) accessed 29 August, 2006.

ケース 5.1 ギリシャの合法化措置

スペイン、ポルトガル、イタリアと同じように、ギリシャも何回にもわたり大量の不法滞在者の合法化措置を行っている。他の国も似たようなプログラムを採用すべきなのか。

1991年にギリシャは規制を強化した移民政策を導入したにもかかわらず、賄賂漬けのギリシャ政府という問題もあり、移民の流入が続いている (Fakiolas, 2002: 283)。2001年と2002年間の主要な移民の形態は不正なヴィザで入国するというものであった。不正なヴィザは主にアルバニアの首都ティラナのギリシャ領事館で作成されたものである (Baldwain-Edwards, 2004: 52)。ギリシャは旧ソ連諸国からのポントス系ギリシャ人の帰還を歓迎し、1989年から1999年にかけては15万人を受け入れている。アルバニアから帰国するギリシャ系住民に対しては帰還を促進するための特別の手続きを定めている。しかし、合法的に在外ギリシャ領事館が発行したギリシャ系住民であることを証明する証明書が多くは、不正に取得されたものであることが判明している (Fakiolas, 2002: 285-286)。

他方で、アルバニア系ムスリム移民たちはひどい扱いを受けている。1990年以後ギリシャから240万人ほどの移民が強制退去させられているが、その80%はアルバニア人であった (Fakiolas, 2002: 290)。強制退去や送還などの件数が異常なほど多いのは、外国人の不法就労を規制する法律の執行手続きが未整備であったことや、1998年まで合法化措置のための法律がなかったことを原因とした、ギリシャ政府の入出国管理能力の弱体さのためである。ギリシャの労働組合はようやく合法化措置法の成立にこぎつけることができたが、その執行は行政能力が追い付かず成果は不十分であった (Papantoniou-Frangouli and Leventi, 2000)。37万人の外国人不法就労者が申請したが、他の多くの不法就労者たちは申請のための手続きを知らずに申請できなかったか、あるいは強制送還されるかもしれないとの不安から申請を留まった者が多い。こうしたことから、アルバニア人の多くが申請しなかったことは間違いない。付け加えると、多くのアルバニア人にとって社会保障給付対象となる仕事をみつけることが難しいのと、かつ合法化された労働者の雇用を所轄官庁に雇用主が届けると、労働者は社会保障費や所得税を支払う必要がでてくるので、合法化の申請を避けようとしたのである (Papantoniou-Frangouli and Leventi, 2002: 955)。しかし、この合法化措置の実施により非ギリシャ人で非EU域内出身者の移民人口は14%近く増加していったのである (Fakiolas, 2002: 292)。

2001年に新たな合法化措置が実施された。その結果22万8,000人分の滞在許可証が発行された。しかしギリシャの合法化措置には批判も強い。それは、次のように要約できる。「ギリシャの正規化によって生まれた事態に対する批判はさまざまである。多くの批判に共通にみられるものは、そもそも合法化措置の手続きが煩瑣であるということである。合法化に必要な政府の手持ちの資料が不十分であり、しかも錯綜している。政府はもともと監視能力が不十分なうえに、合法化手続き全体を見通して管理するための戦略がない。あ

ケース 5.1 ギリシャの合法化措置

るいは移民の統合に対する方針も定まっていない、というものである」(Levinson, 2005b: 4)。こうした批判にもかかわらず、政府は 2006 年に新たな合法化措置を計画したのである(OECD, 2006)。

合法化措置は、数百万に及ぶ移民たちの合法化を可能とするが、それは不法移民を生じさせる根本的な条件を修正するわけではないので、合法化がさらに必要となる。南ヨーロッパ諸国のさまざまな合法化措置は、合法化された移民労働者の社会的・経済的流動性を制限する一種の事実上の短期滞在外国人労働者制度となっている。結果的には、合法化された移民労働者の多くは不法就労者になってしまうのである。にもかかわらず、南ヨーロッパの合法化措置を模倣すべきものとして高く評価し、2006 年のアメリカで地道に働く不法就労者の合法化を実現すべきだとする者もいる。しかし、もしその措置が実施されていたとしたら、6 年間の合法的短期滞在労働者の地位を不法就労者に与えるだけのものになったに違いない。

【参考文献】

Baldwin-Edwards, M. (2004) 'Albanian emigration and the Greek labour markets: Economic symbiosis and social ambiguity'. *Southeast Europe Review*, 1:1.

Fakiolas, R. (2002) "Greek migration and foreign immigration in Greece", in R. Rotte and P. Stain (eds.), *Migration Policy and the Economy: International Experiences* (Munich: Hans Seidel Stiftung).

Levinson, A. (2005b) *Regularisation Programmes in Greece* (Oxford: COMPAS, Oxford University).

OECD (2006) *International Migration Outlook* (Paris: OECD).

Papantponiou-Frangouli, M. and Leventi, K. (2000) 'The legalization of aliens in Greece', *International Migration Review*, 34:3.

ケース 6.1 シンガポールの家事労働者

シンガポールは、東南アジアのなかでももっとも経済的にダイナミックに発展している国のひとつである。シンガポールの経済発展を支えたのは移民労働者であり、その多くは一時滞在者として入国を許可された人々で、その労働条件は厳しいものであった。このシンガポールの労働市場政策には、外国人女性家事労働者の雇用という側面が含まれていた。

シンガポール政府は、1978年に外国人家事労働者計画を導入したが、それはシンガポール女性国民のフォーマル経済への参加を促進するためのものであった。その計画では、移民労働者は2年の期限付きヴィザのもとで、かつ厳しい制限のなかで働くことになっていた。雇用者は毎月の雇用税（2005年では月額179米ドル）の支払いを求められると同時に、帰国を確実にするための保証金（2005年では2,953米ドル）を支払うことになっていた。外国人家事労働者は入国の際と、入国後は半年ごとに健康診断を受けなければならなかった。性病を患ったり妊娠した場合には強制出国させられることになっていた。シンガポール人との結婚や、永住は認められなかった。家事労働者は労働法や社会保障法の対象外として扱われほとんどの権利は認められなかった（Abdul Rahman et al., 2005: 238-9）。雇用者は外国人家事労働者の労災保険料を負担しなければならなかった。それは、家事労働者が政府労災保障制度の枠外に位置付けられていたからである（Yeoh, 2007）。

家事労働者は孤立しがちであり、若い女性移民労働者の場合、立場は弱く、雇用主のさまざまな要求に対して身を保護するものはほとんどなかった（Lim and Oishi, 1996）。外国人家事労働者問題がシンガポールの大問題として公的に論じられるようになったのは、家事労働者への雇用者による虐待問題が引き金となったと同時に、外国人家事労働者への否定的なステレオタイプの蔓延が問題視されたからでもある。フィリピン人家事労働者は、勤勉で、有能で英語をうまく話す良い労働者とみなされているが、しかし、時には信頼できないくせに要求だけは多い連中ともみなされている。インドネシア人とスリランカ人は、フィリピン人ほど有能ではないが、その分要求は少ないとみなされていたのである（Abdul Rahman et al., 2005: 243）。

1996年に、フィリピン政府はシンガポールで起きたフローラ・コンテンプラシオン事件（ケース 6.4 参照）の後に、シンガポールへの家事労働者の移民を一時的に禁止した。そのため、民間労働者斡旋業者は、労働者を求めてインドネシアとスリランカに注目するようになった。その結果、フィリピン政府が家事労働者の移民禁止措置を停止した後も、家事労働者を他国より調達する動きは続いたのである。供給過剰気味のインドネシアからの女性労働者は、雇用者にとり低賃金で働かせることができた上に、斡旋業者には斡旋料を高く設定できたので重宝がられた。2004年には14万人ほどの家事労働者が働いており、そのうち7万人がフィリピン人であり、1万2,000人がスリランカ人、そして6万人がインドネシア人であると見積もられていた（Abdul Rahman et al., 2005: 237）。

【参考文献】

- Abdul Rahman, N., Yeoh, B. S. A. and Huang, S. (2005) 'Dignity overdue': transnational domestic workers in Singapore' in Huang, S., Yeoh, B. S. A. and Abdul Rahman, N (eds.) *Asian Women as Transnational Domestic Workers*, (Singapore: Marshall Cavendish Academic).
- Lim, L. L. and Oishi, N. (1996) 'International labor migration of Asian women: distinctive characteristics and policy concerns', *Asian and Pacific Migration Journal*, vol. 5: no. 1, 85-116.
- Yeoh, B. S. A. (2007) *Singapore: Hungry for Foreign Workers at All Skill Levels*. (Washington DC: Migration Information Source) <http://www.migrationinformation.org/Profiles/display.cfm?id=570>, accessed 19 July, 2007.

ケース 6.2 東アジアの移民国家のジレンマ——日本

経済成長が著しく、かつ高齢化に見舞われた日本は、移民労働者を緊急に必要としている。しかし、文化的同質性とナショナル・アイデンティティを維持したいという意欲の高さが、計画的移民政策を導入するための大きな障害となっていることは明白である。研修制度や日本人を祖先にもつ日系人労働者を受け入れるというサイド・ドアーを利用して、移民労働者を受け入れたり、あるいは不法就労者を利用するというバック・ドアー政策を採用することによって、日本政府は移民政策と文化維持の矛盾を解決しようとしてきた。しかし、民主主義国家であり強い市民社会をもつ日本の政府には、移民の受入をまったく拒否することも、また一度受け入れた移民の文化的、社会的な欲求を無視することもできない。変化の圧力は日々高まっている。

日本は、1980年代中葉より労働力不足に大いに悩まされてきた。その結果、女性移民労働者の受入が開始され、フィリピンやタイから女性をダンサーやウェイトレス、あるいはホステスとして採用した。その後、フィリピンやタイから工場労働者や建設労働者として男性労働者の受入が始まるとともに、パキスタンやバングラデシュからの労働者も受け入れたのである。彼らの多くは不法就労者として働いていた。1983年には81万7,000人だった外国人人口は、2005年には200万人に増加した(OECD, 2007: 349)。外国人人口の39%は永住者であり(MOJ, 2006)、多くは第二次世界大戦前と最中に日本で雇用された外国人である(強制移住させられた人々もいる)。2005年には59万9,000人ほどの在日韓国・朝鮮人が居住している。その他は、最近日本に移住した人々が中心になるが、中国人(52万人)、ブラジル人(30万2,000人)、フィリピン人(18万7,000人)、ペルー人(5万8,000人)が滞在している(OECD, 2007)。

日本政府は、日本の同質性の維持を建前にして移民の受入に反対している。1989年に「出入国管理及び難民認定法」を修正し、不法就労外国人を労働者として雇った雇用者と斡旋業者に対する厳しい罰則を導入した。しかしながら日本人を祖先にもつ非熟練労働者である日系外国人労働者の移民は許可したのである。日系人の祖先はかつてブラジルやペルーに移民した人々である。その他にサイド・ドアーとして利用されたのは、研修生として発展途上国より受け入れる研修制度の活用であり、また、日本語学校で日本語を学ぶ目的で来日した就学生は週20時間まで働いてよいという規定であった。研修生の労働は長時間が普通だが年収にするとその賃金は1万5,000米ドルであり、最低賃金に基づく年収2万8,000米ドルに比べてはるかに低い。研修生や就学生は文句をいっただけで解雇されたり、送還されたりしている(Migration News, 2007)。韓国政府と異なり、日本政府は研修制度の監視強化を強めている(Skeldon, 2006: 287)。日本政府は長い間バック・ドアーからの不法就労外国人雇用を黙認してきたので、1995年に不法滞在者はピークの28万5,000人に達した(OECD: 1997)。しかし、その後、日本政府は入国管理手段を拡充したこともあり、政府

の統計によると 2006 年の不法滞在者の数は 19 万 3,000 人にまで減少した。難民政策ははなはだ抑止的であり、2005 年には人道的な理由で受け入れたのは 231 名にすぎない (OECD, 2007: 258)。

日本の全人口 1 億 2,600 万人のなかに占める移民の割合は、たったの 1.6% である。しかしながら、現在、少子高齢化の影響を受けている日本社会には、将来、移民が増えていくであろう。高い教育を受けた日本の若者が工場労働者に喜んでなるとは思えない。労働生産性を向上させるために、日本の政府は技術革新への投資を企業に促しているが、他方で多くの会社が低賃金労働を求めて海外に進出しているのである。これらの方策を採用したとしても、限界がある。つまり、日本国内の建設現場での労働や、日本人のための各種のサービス業務は海外移転するわけにはいかない。また、自動車工場のすべての業務は複雑に絡み合いつながっており、単純職務だけを取り出し地理的に分割するわけにはいくまい。実際、老人介護の需要の拡大は介護労働者移民を必要とするに違いない。政府は、介護ロボットの開発を促して、要介護者をベッドからもち上げたり降ろしたりするような作業をさせることを望んでいるようだが、ロボットにフィリピンやタイからの家事労働者の代替をさせることはほとんど不可能であろう。いずれにせよ、『フィナンシャル・タイムズ』紙が指摘するように、ロボットはふさわしい結婚相手ではないし、農家の若者は外国人花嫁に依存するようになっていくであろう (Pilling and Hille, 2007)。

重要な問題は、定住が生じるかどうかである。日本の研究によると、移民労働者はある特定の産業分野と職種に集中しているので、そこでは構造的な移民労働者への依存状態が生まれていることが分かる (Mori, 1997:155)。移民の地位は法的に多様になり、労働者としての地位も多様化している。正規移民労働者である「日系人」は大企業で働く機会は多いが、非正規労働者たちは、しばしば中小企業かインフォーマル・セクターで働くことが多い。東京の新宿と池袋に住むアジア移民についての研究では、ある程度の定住が生じ、日本人との国際結婚も生じていることが明らかになっている (Okuda, 2000)。豊田市における日系人の研究では、外国人が団地の一角に集住し、日本人との接触のない孤立のなかで暮らしていることが明らかにされている。日常生活をめぐる問題、例えば、ゴミの出し方、騒音や交通違反などをめぐる対立も発生していることが分かる (Tsuzuki, 2000)。駒井 (1995) の研究では、国際結婚、家族形成、集住地域、エスニック・コミュニティの形成が明らかになっている。その結果、宗教施設、エスニック・ビジネス団体、エスニック・メディアも登場し始めている。

他方で、日本の移民労働者の市民的、政治的、社会的権利は、少しずつ改善がなされているということは——なお弱いものではあるが——重要な変化である (Kondo, 2001)。在日韓国・朝鮮人を中心に長期滞在している外国人の 3 世や 4 世は、今後も制限的な帰化法のおかげで外国籍を維持する非市民であり続けるかもしれない (Esman, 1994)。しかし、1992 年の帰化法の変更により、帰化手続きをする外国籍定住者は漸増し、1990 年の 6,794 人から 1999 年の 1 万 6,120 人に増えている (10,059 人の在日韓国・朝鮮人含む)(OECD,

2001: 337)。2005年には外国人人口の0.8%にすぎないが、1万5,251人の外国人が帰化手続きをしている(OECD, 2007: 259)。森(1997: 189-206)の研究では、地方自治体は、健康保険、教育、社会福祉サービス分野で、正規移民だけでなく、ときには非正規移民労働者をも支給対象とし始めている。移民労働者とその家族を社会に統合するためのプログラムも導入され始めている。例えば、外国人への職業紹介センターでの平等な対応や、外国人児童・生徒の学校への平等な受入である(OECD, 1998: 131)。各種のヴォランティア組織の支援活動も増加し移民労働者の権利拡張が進んでいる。

【参照文献】

- Esman, M. J. (1994) *Ethnic Politics* (Ithaca and London: Cornell University Press).
- Komai, H. (1995) *Migrant Workers in Japan* (London: Kegan Paul International).
- Kondo, A. (2001) 'Citizenship rights for aliens in Japan' in Kondo, A. (ed.) *Citizenship in a Global World*, (Basingstoke: Palgrave) 8-30.
- Migration News (2009) *Japan, Korea*. (Davis CA: Migration News)
<http://migration.ucdavis.edu/mn>, accessed 23 March, 2007.
- MOJ (2006) *Basic Plan for Immigration Control (3rd Edition): Salient Points*. (Tokyo: Ministry of Justice)
<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/information/bpic3rd-02.html>, accessed 4 May, 2007.
- Mori, H. (1997) *Immigration Policy and Foreign Workers in Japan* (London: Macmillan).
- OECD (1997) *Trends in International Migration: Annual Report 1996* (Paris: OECD).
- OECD (1998) *Trends in International Migration: Annual Report 1998* (Paris: OECD).
- OECD (2001) *Trends in International Migration: Annual Report 2001* (Paris: OECD).
- OECD (2007) *International Migration Outlook: Annual Report 2007* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development).
- Okuda, M. (2000) 'Asian newcomers in Shinjuku and Ikebukuro area, 1988-98: reflections on a decade of research'. *Asian and Pacific Migration Journal*, 9:3, 343-8.
- Pilling, D. and Hille, K. (2007) 9 July 'The New Melting Pot' *Financial Times*. (London).
<http://www.ft.com/cms/s/>.
- Skeldon, R. (2006) 'Recent trends in migration in East and Southeast Asia'. *Asian and Pacific Migration Journal*, 15:2, 277-93.
- Tsuzuki, K. (2000) 'Nikkei Brazilians and local residents: a study of the H Housing Complex in Toyota City'. *Asian and Pacific Migration Journal*, 9:3, 327-342.

ケース 6.3 東南アジアの移民国家のジレンマ——マレーシア

アジアの小龍経済台頭の第 2 の波に乗って登場したマレーシアは、高い経済成長を達成してきた。このことがマレーシアに移民過程の変遷を生みだした。今でも多くのマレーシア人が海外へ移民しているが、移民の受入も急増しているのである。移民には高度技能労働者となってさまざまな国より帰国する帰還マレーシア人も含まれている。また、近隣の紛争諸国よりの難民も含まれるようになった。しかし、移民の多くは不法就労している労働移民であり、インドネシア、バングラデシュ、フィリピン、タイよりやってきた人々である。今日マレーシア移民政策は、経済的、政治的な諸要因によって大きく動揺している。

今日、マレーシアはアジア諸国のなかでもシンガポールに続いて 2 番目に多い外国人人口を抱えている国 (12%) になっている (ILO, 2007: 39)。マレーシアは多民族国家、中流社会国家になっている。複雑な民族構成となったのは、植民地時代に錫鉱山やゴムプランテーションの労働力を調達するために、労働者を外国より輸入したからである。2005 年の人口 2,600 万人のうち、マレー系人口が 62%、中国系人口が 24%、インド系人口が 7%、その他が外国人 6%となっている (UNDP, 2007)。経済運営に成功したため、1980 年代より急速な経済成長と工業化を達成し、アジア小龍経済台頭の第 2 の波に乗ることができたが、同時にプランテーション労働者の不足も急拡大した。マレーシアは結果として 1980 年代中頃という早い時期に、移民送出国から労働移民を中心とした移民受入国に変容した。リンは、この理由を主に 2 つの理由で説明しようとする。第 1 の要因は多民族国家であり、歴史的な移民ネットワークを再利用し外国人が集まりやすかったことである。第 2 の要因は、輸出指向経済政策を採用し海外投資を積極的に受け入れたことである (Lim, 1996)。

マレーシアは今では移民出国と移民受入の双方を経験している。低技能労働者マレーシア人はシンガポール、台湾、日本で働いている。中流階層に属す中国系マレーシア人とインド系マレーシア人はシンガポール、オーストラリア、北アメリカに移住している。しかし、入移民のほうが出移民を上回っている。2000 年には、85 万人が外国人登録をしていた (Abella, 2002)。その約 3 分の 2 はインドネシア人であり、他は少数のバングラデシュ、フィリピン、タイからの外国人である (IOM, 2000: 85)。非登録の非正規移民の数は、約 100 万人と見積もられている。移民労働者たちはプランテーション、建設現場、工場やサービス産業の重要な労働力である。東マレーシアに位置する、サバやサラワクなどの島嶼地域では、マレーシア半島地域より外国人労働者への依存度は高く、2000 年には 70 万人の外国人がおり、その多くはインドネシアとフィリピンからの人々であった。島嶼地域は、何世紀にもわたり、海外との民族のおよび商業的なつながりを持ち、域内の循環的な人口移動が自由に行われていたより広い海域の一部である (IOM, 2000: 87)。

マレーシア政府は出入国管理、国境警備、外国人不法就労者の正規化や合法化キャンペーンの強化に努めてきた。1998 年、アジア金融危機に対応するため、政府は 100 万人を限

度に、外国人人口を減らす計画があることを明らかにした (Pillai, 1999)。しかし、長い海岸線をもつ国境の完全な警備は不可能に近いうえに、国内非登録不法就労者の識別は困難であった。マレーシアの雇用者は、外国人労働者を工場やプランテーション労働者として雇い続けようとしたが、それらはマレーシア人国民には魅力のない仕事だったからである。1998年に関する統計では実際に帰国したのは20万人にすぎなかった。2002年8月には、不法移民を抑止するため、高い罰金や鞭打ち刑、最高5年の懲役などを含む厳しい罰則をとともう法律を導入し、数千、数万のインドネシア人やフィリピン人が、母国の用意した海軍船に乗って帰国するという事態になった。この出国させられた人々のなかには、ビルマのロヒンギャからの人々や、インドネシアのアチェからの人々で迫害を受けた避難民もいたことが人権団体によって明らかにされた (BBC, 2002)。マレーシア政府は、2004年から2005年にかけて、非正規労働者に対する恩赦を実施することにした。非正規労働者は一度インドネシアに帰還させられたが、その後、合法的に再入国を許されることになったのである。しかし、合法化された労働者は、80万から120万人いると見積もられている不法就労者のうちの38万人にすぎなかった (ILO, 2007: 54)。恩赦の効果は、マレーシアの外国人労働力を増加させるものであり、外国人労働者人口は推計ではあるが、260万人になった (Skeldon, 2006)。

外国人労働者の削減に失敗したことは、マレーシア経済が外国人労働者に構造的に依存していることを示す。これはマレーシアにおいて外国人の長期定住が生じていることを意味するのであろうか。カッシム (Kassim, 1998) によれば、クアラルンプールの不法占拠者の集住地区に外国人労働者も集住し、エスニック・コミュニティが形成され始めていることが明らかである。さらに、サバでは家族呼び寄せは当たり前になりつつあり、マレーシア半島地域では、家事労働者やホテル労働者としてインドネシアやフィリピンからの女性移民が急増している (Pillai, 1999: 181-2)。女性移民の増加は家族形成につながり、長期滞在者を増やしていくであろう。

1995年以來、マレーシアでは移民問題が大いに政治化されて、メディアにおける論争や政治家の声明のなかで頻繁に取り上げられるようになった (Pillai, 1999: 182-6)。これは、移民たちが短期滞在者ではなく、予期せぬ社会的、文化的な結果を生み出す存在だとの認識が広まったことに原因がある。農業経営者や建設産業や州政府の一部は移民労働者の雇用増加を支持しているが、マレーシアの労働組合会議 (TUC) は国民労働者の仕事と賃金に、移民労働者の雇用増加は影響するとの理由から反対し、中国系政治家のグループは、インドネシアからの移民は、中国系に不利な方向に民族バランスを崩す可能性があるとの理由で反対している。与党のUMNO (統一マレー国民組織) と野党のイスラーム政党PAS (全マレーシア・イスラーム党) は、双方ともインドネシア人の移住は、マレー系とイスラーム教の立場を強めるうえで役に立つとして歓迎している。非登録移民はメディアによりしばしば公の秩序と公衆衛生への脅威だと頻繁に報じているが、移民を支持しているNGOは増加している。とくに女性の権利向上を求める「テナガニータ」(Tenaganita) の理事で

あるアイリーン・フェルナンデスが、不法移民収容センターの生活条件の酷さを批判して告発されたが、それ以降論争は大きくなった (Jones, 2000)。

【参照文献】

- Abella, M. I. (2002) 'Complexity and Diversity of Asian Migration', (Geneva 1-19).
- BBC News (2002) 'news.BBC.co.uk.english/world/asia-pacific:23/1//02.'
- ILO (2007) *Labour and Social Trends in ASEAN 2007* (Bangkok: International Labour Office Regional Office for Asia and the Pacific).
- IOM (2000) *World Migration Report 2000* (Geneva: International Organization for Migration).
- Jones, S. (2000) *Making Money Off Migrants: The Indonesian Exodus to Malaysia* (Hong Kong and Wollongong: Asia 2000 and Centre for Asia Pacific Social Transformation Studies).
- Kassim, A. (1998) 'The case of a new receiving country in the developing world: Malaysia' in Nations, U. (ed.) *Technical Symposium on International Migration and Development* (The Hague, the Netherlands, 29 JUNE - 3 JULY 1998).
- Lim, L. L. (1996) 'The migration transition in Malaysia'. *Asian and Pacific Migration Journal*, vol. 5: nos. 2-3.
- Pillai, P. (1999) 'The Malaysian state's response to migration'. *Sojourn*, 14:1,178-97.
- Skeldon, R. (2006) 'Recent trends in migration in East and Southeast Asia'. *Asian and Pacific Migration Journal*, 15:2, 277-93.
- UNDP (2007) *Malaysia Facts and Figures-Malaysia People*. (New York: United Nations Development Programme) <http://www.undp.org.my/>, accessed 23 March, 2007.

ケース 6.4 移民送出国のジレンマ——フィリピン

1970年代より、歴代の政府は、フィリピン国民の海外出稼ぎ労働を積極的に推進してきた。中東湾岸産油諸国や経済成長著しい他のアジア諸国に向けて数百万の国民が移住していった。フィリピン人女性は、家事労働者、看護師、その他のサービス産業の重要な働き手として世界各地で重宝がられた。フィリピン人男性は、世界各国の船員労働者として働いている。その他多くのフィリピン人が、アメリカ、カナダあるいはオーストラリアへ長期滞在永住移民として出国している。フィリピンでは強い移民文化が育っているため、多くの海外同胞は国民であるとの意識が国民の間に強い。しかし、移住が経済的停滞からの脱出や経済発展を達成するために本当に役立っているのであろうか。

今日、フィリピンは世界でもっとも労働者を輸出している国である（50年前のイタリアにやや似ている）。800万人のフィリピン人が海外で暮らしているが、それは全人口8,500万人の約10%に相当する。海外送金は1975年の1億300万米ドルから2006年の128億ドルに跳ね上がっている（CBP, 2007）。2004年の海外送金は、国内総生産（GDP）の11.8%に相当している（World Bank, 2006）。フィリピン政府は、海外で働く国民（OFWs）を、フィリピンの新しいヒーローたち（*bagong bayani*）であると盛んにもち上げている（Asis, 2008）。しかし、海外送金への高い依存は問題をはらんでいるとみる人々も多いことも確かである。「開発のための移民」であって、「発展のかわりに移民」であってはならないのである。

フィリピン人には世界中で会うことができる。アメリカ、カナダ、オーストラリアへの永住移民は1960年代より増加している。1970年代の戒厳令下のマルコス政権は出稼ぎ労働者の輸出を経済成長政策のための重要な政策のひとつであると位置付けていた。それ以来、海外在住フィリピン人労働者（OFWs）を短期滞在出稼ぎ労働者として海外に派遣することが公式な政策のひとつとなっている。行く先は最初のうちは中東湾岸産油諸国であったが、後には他のアジア諸国にも派遣されるようになった。フィリピン人はその後ヨーロッパにも進出するようになった。とくにイタリアとスペインへの移住が目立っている。海外出国は、数百万のフィリピン国民やコミュニティにとって普通の生活の一部となっているので、10歳から12歳くらいの子供たちも海外で働くことを思い描きつつ生活している（Asis, 2008）。

2005年12月の時点でフィリピン人海外在住者を3つのグループに分けると以下のようになる。340万人の永住移民、370万人の海外出稼ぎ労働者、そして、90万人の不法就労移民である（Asis, 2008）。永住移民は主にアメリカ、カナダ、オーストラリアに住んでいる。多くは家族を連れての移民であり現地で家族生活を営んでいるだけでなく、永住権に加えシティズンシップを獲得していることが多い。永住移民は故国との間の人的、社会的、経済的関係を維持しているディアスポラ集団である。

ケース 6.4 移民送出国のジレンマ——フィリピン

海外フィリピン人出稼ぎ労働者 (OFWs) は、フィリピン政府による「フィリピン人を世界の生産労働者にする」という労働輸出政策の成果である。政府は、広報活動をより強化して最大 100 万人のフィリピン人を毎年、海外出稼ぎ労働者として出国させることを目論んでいる。1975 年には 3 万 6,035 人を出国させているが、1990 年には 44 万 6,095 人、2000 年には 84 万 1,628 人が出国しており、2006 年について目標の 100 万人に達している。「そのとき、フィリピン労働雇用省は大いなる喜びに沸いた」 (Asis, 2008)。フィリピン人海外出稼ぎ労働者は、教育と技能の高さから尊重されているだけでなく、特定の産業をフィリピン人で占めることも多い。海外出稼ぎ労働者の過半数は女性であり、中東湾岸諸国や東アジアで家事労働者、看護師、踊り子としての需要が高い。男たちの多くは、海運産業で船員として働いている。2005 年には 24 万 7,000 人が船員として働いているが、世界の船員の 4 分の 1 はフィリピン人である。フィリピン人男性は世界中の船で働いているが、船員は人種や国籍を基準にして階層化されている。

フィリピン人海外移住者のなかに、非正規移民が多いことは、フィリピン政府の海外出稼ぎ労働者政策とそのための制度の整備状況を考えると特筆すべきことだといつてよい。多くの海外出稼ぎ労働は海外の経営者や民間斡旋業者からの強い需要によって生じるのだが、彼らは政府の公式手続きを迂回して労働者を獲得したり、斡旋したりすることによって大いに儲けている。さらに、移民労働者自身も、厄介な官僚的手続きや遅延を避けるため、あるいは他に目的地に到達する手段がない場合には、不法就労を好む傾向がある (Hugo, 2005: 21-7、IOM, 2005: 110-12 を比較参照)。

フィリピン政府は、移民活動を管理するために積極的に関与している。移民希望者はまず、1982 年に労働雇用省 (DOLE) の内部に設置された政府の海外雇用局 (POEA) に登録しなければならない。POEA はそのなかから海外出稼ぎ労働者を募集し、選別してから申請書や労働契約内容を審査した上で手続きに入る。POEA は海外移住労働斡旋業者の登録審査業務も行っている。また、1977 年に設立された海外出稼ぎ労働者福祉局 (OWWA) は、海外出稼ぎ労働者の福利厚生増進と、残された家族への支援を目的としている。OWWA は福祉問題担当者を受入諸国に派遣して労働状況を監視すると同時に、帰国者のフィリピン社会への再統合や再教育の責任を負っている。フィリピン海外移民委員会 (CFO) は 1980 年に創設されているが、その任務は主に永住移民にかかわるものである。その任務は、海外永住者とフィリピンとの関係を維持することにある。CFO は、出国する移民に対して準備教育を施しているが、なかでも外国人の妻や婚約者になるために出国する者に対する教育に力を注いでいる。海外のフィリピン人との関係を維持するための方策として、フィリピン政府は 2003 年に海外在住者に対して、フィリピン総選挙への参政権を認めただけでなく、当該国の国籍を獲得した人々に対してフィリピンのシティズンシップの再取得、あるいはフィリピンのシティズンシップを保持するための権利を認めている (Asis, 2008)。

労働雇用省は、世界におかれている 34 のフィリピン政府総領事館に設置されているフィリピン人海外労働者課に職員を派遣する責任を負っている (Asis, 2008)。OWWA 福祉担当

ケース 6.4 移民送出国のジレンマ——フィリピン

職員とともに、何百万もの海外出稼ぎ労働者の要求に答える役割を負っている (Lim and Oishi 1996 : 120 も比較参照)。しかしながら、フィリピンから派遣された職員たちはしばしば、無法な斡旋業者や、やりたい放題の経営者の前で無力感を感じる人が多い。それは、彼らが現地の警察や自治体職員を抱き込んでいることが多いからである。

1995年にシンガポールで働いていた家事労働者フロール・コンテンプラシオンが、雇用者の子供と同僚の家事労働者を殺したとして告発され、絞首刑にされた事件が発生した際に、派遣職員が弱い立場の労働者を守ろうとするとときに直面する困難が明らかになり、フィリピンでも移民労働者政策の政治問題化が始まった (Gonzalez, 1998; Wong, 1996)。移民政策の政治問題化は、長い間シンガポールや他の国々で海外出稼ぎ労働者が感じていた、屈辱感が積もり積もって生じた事態である。この事件に反対する野党や、教会組織、女性団体や労働組合そして海外出稼ぎ労働者の協会などが、大きな抗議行動を起こした。ラモス大統領政府は、行動を余儀なくされたのである。シンガポールへの家事労働者の移住停止措置は、一時的なものであり、あまり効果はなかったが、ともかく措置がとられた。1995年6月にフィリピン政府は、海外出稼ぎ労働者のマグナ・カルタと称されるようになった「移民労働者及び海外フィリピン人（保護）法」を成立させた。同法は海外移民労働を支えたイデオロギーの変化を示唆するもので、移民の経済的目的よりも海外フィリピン人の尊厳や人権を守ることをより重視するものであった。この法律によって、海外出国者にとり好ましい職業や受入国の選択がより慎重に行われるようになっただけでなく、出国希望者に関する情報収集の強化が求められるようになり、さらには移民に関係する政府省庁間の連携体制の向上が求められるようになった (Go, 1998)。

アジスが論じるように、この移民労働者及び海外フィリピン人（保護）法は、同法が何を表象しているのかということが重要であり、同法が何を達成しようとしていたのかということはそれほど重要ではない (Asis, 2008)。海外出稼ぎ踊り子や家事労働者が減少したという証拠はないし、海外在住フィリピン人労働者の各種の条件が実質的に向上したという証拠もない。その大きな理由は、労働者受入国がフィリピン政府との二国間協定を結ぶことに消極的であることや、多くの国々は多国間協定であるILO議定書や1990年の国連による「全ての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する議定書」があれば十分だとの態度を維持していることにある。海外フィリピン出稼ぎ労働者は依然として増大しているが、経済成長は停滞したままである。

フィリピンは重要なテストケースである。30年以上におよぶ計画的な大量労働者移民出国制度は、しばしば成功例として論じられることがある。フィリピンはグローバルな労働市場にとり労働者と技術者の主要な供給国となった。海外送金は、貧しい故国の家族とコミュニティの生活水準を高めた。しかし、フィリピンの実質的な経済発展を促進したという証拠は少ない。実際は、1世紀ほど前にはフィリピンと同じような発展状況にあった他の国々、例えば韓国、タイ、マレーシアなどと比べると、遅れをとっているだけでなく、その差は広がりつつある。労働輸出と海外送金に依存することは実のある経済的・社会的発

展を引き起こす処方箋とはならないのである。アジスが論じるように「労働輸出と海外送金の双方あるいはどちらかに頼って、移民送出国から移民受入国に自らを変遷させた国はアジアにはない」のである (Asis, 2008)。

【参考文献】

- Asis, M., M. B. (2008) 'How international migration can support development: a challenge for the Philippines' in Castles, S. and Delgado Wise, R. (eds.) *Migration and Development: Perspectives from the South*, (Geneva: International Organization for Migration).
- CBP (2007) *External Accounts: OFW Remittances 2006*. (Manila: Central Bank of the Philippines) http://www.bsp.gov.ph/statistics/statistics_online.asp, accessed 20 June, 2007.
- Go, S. (1998) 'The Philippines: a Look into the Migration Scenario in the Nineties' in OECD (ed.) *Migration and Regional Economic Integration in Asia*, (Paris: OECD) 145-54.
- Gonzalez, J. L. I. (1998) *Philippine Labour Migration: Critical Dimensions of Public Policy* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies).
- Hugo, G. (2005) *Migration in the Asia-Pacific Region* (Geneva: Global Commission on International Migration). http://www.gcim.org/en/ir_experts.html.
- IOM (2005) *World Migration 2005: Costs and Benefits of International Migration* (Geneva: International Organization for Migration).
- Lim, L. L. and Oishi, N. (1996) 'International labor migration of Asian women: distinctive characteristics and policy concerns'. *Asian and Pacific Migration Journal*, vol.5: no. 1, 85-116.
- Wong, D. (1996) 'Foreign domestic workers in Singapore'. *Asian and Pacific Migration Journal*, 5:1, 117-38.
- World Bank (2006) *Global Economic Prospects 2006: Economic Implications of Remittances and Migration* (Washington DC: World Bank).

ケース 7.1 ソマリアへの海外送金

ソマリアは、破綻国家の典型である。しかし、海外移住した人々による貴重な海外送金に頼ってかろうじて、破壊を免れた残余のソマリア社会は生き残っている。

長い暴力、社会的混乱、政治不安、国家の破綻から逃れるためソマリア人は越境した。全人口の 6 分の 1 に相当する 100 万人ほどが、国境を越えているが、そのおかげで国民のなかの技能労働者の 80%が海外に住むことになった。ソマリア人たちは、タンザニアとザンビアを結ぶ鉄道の建設現場や、中央アフリカでトラック運転手として働いたり、留学していたり、あるいはケニアのナイロビやナイジェリアのラゴスなどの成功への登竜門となるグローバル大都市に移動している。その上に 100 万人ほどの国内避難民が存在し、39 万 5,000 人のソマリア難民がいると見積もられている (IDMC, 2006)。

ケニアのソマリア人 (16 万 5,900 人) やエチオピアのソマリア人 (15 万 900 人) が大きな注目を浴びているが、エジプト (4,200 人)、イエメン (7 万 8,600 人)、サウジアラビアに避難先を求めて移動したソマリア人たちについてはあまり知られていない (USCRI, 2006)。近年、小さなボートに乗ってイエメンに逃れようとしているソマリア人は増加している。2007 年の最初の 5 カ月間に、少なくとも 8,000 人のソマリア人が避難したと国連は推計している。多くの避難民にとりイエメンでの生活は満足すべきものではないが、故国での生活を考えればイエメンでの生活は人生の再スタートとなるだけでなく、より安定した国家、例えばサウジアラビアへ危険を冒してでも移動する機会を与えてくれる (Shadid, 2007)。

世界各地に住むソマリア人たちは、故国に残っている同胞を忘れはしない。2004 年の海外送金は 7 億 5,000 万米ドルに達しており、家畜の海外輸出から得られる歳入や 1 億 7,400 万米ドルの海外援助 (そのほとんどは、ケニアのナイロビに亡命した破綻国家のソマリア政府にわたってしまう) などをはるかにしのぐものとなっている。ある推計によれば、各世帯の収入の 23%が海外送金によるものとみられているが、国連の調査によると回答者の 35%が 2 人から 8 人の海外移住者から別々に、かつ同時に海外送金を受け取っていることになる。

送金は銀行を通してではなく、ハワラ制度 (hawliaad) と呼ばれる私的送金サービス代理店網を通して行われている。海外移住者が、現地にある送金代理店に金を支払うと、その代理店はソマリアの代理店に、家族への支払いを依頼する。ソマリアの代理店は依頼に基づいて家族に支払うという制度である。一般的に送金代理店は、ソマリアの各コミュニティを信頼して業務を行うが、多くの家族が生き残るために海外送金に依存しているので、各コミュニティも盗難防止に努めている。各個人は、かなりの額のお金を送金代理店に預けるのが普通である。それは、以前からあったソマリアの銀行が信用できなくなっただけでなく、倒産しているものも多いからである。送金代理業は多くのソマリア人にとって未来のための銀行となりつつある。

ケース 7.1 ソマリアへの海外送金

アメリカ政府は、9.11 同時多発テロ攻撃事件以前に、その当時のソマリアで最大の送金代理会社「アルバラカート (al-Barakaat)」に、当初、オサマ・ビンラディンが融資していたことから、アルカイダや関連のイスラーム・テロ組織 (AIAI) などに資金援助している疑いがあるとして同社を告発した。同社は 2001 年 11 月に閉鎖され、さらに捜索を受けたが、FBI はアメリカ政府の疑いを証明する証拠はみつからなかったと結論を下した (The 9/11 Commission, 2004)。同社の閉鎖は、しかしながら、多くのソマリア人の生活に否定的影響を与えた。テロ捜査、疑惑、規制強化などに加えて、送金代理会社ウェスタン・ユニオンなどが請求する海外送金手数料が高騰したことにより、ソマリア人の海外送金は、ますますインフォーマルな送金網に依存することになっていったのである。

こうした移民の海外送金や投資を資本として活用したさまざまなプロジェクトが開始されるとともに、送金代理会社は、ソマリアの各産業に投資を行うようになった。もちろん、長年にわたり海外送金は重要な存在であったが、海外送金に頼っていただけでは、長期的な成長を望むことは不可能である (Maimbo, 2006)。しかし、海外からの送金と送金手数料がソマリアとソマリアの国民の多くの生計を支えていることに変わりはない (Ahmed, 2000; Lindley, 2005, 2007)。

【参考文献】

- Ahmed, I. I. (2000) "Remittances and Their Economic Impact in Post-war Somaliland." *Disasters*, Vol. 24, Issue 4 (December), pp. 380-389.
- IDMC (2006) "Internally displaced persons (IDPs) in Somalia." <http://www.internal-displacement.org>
- Lindley, A. (2005) "Somalia Country Study—a part of the report on Informal Remittance Systems in Africa, Caribbean, and Pacific (ACP) Counties." Centre on Migration, Policy, and Society. (15 January).
- Lindley, A. (2007) *The early morning phonecall: remittances from a refugee diaspora perspective*, Working Paper 07-47. (Oxford: COMPAS).
- Maimbo, S. M. (ed). (2006) "Remittances and Economic Development in Somalia." *Social Development Papers: Conflict Prevention and Reconstruction*, Paper No. 38 November. (Washington, DC: The World Bank), 64 pp.
- Shadid, A. (2007) "A Desperate Voyage of Hope and Peril," *The Washington Post Foreign Service*, 31 May. <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/05/30AR2007053002609.html>
- The 9/11 Commission Report (2004) *National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States* "Chapter 5: Terrorist Financing—AL-Barakaat Case Study." (Washington, DC: W. W. Norton and Company) pp. 67-86.
- USCRI (2006) *World Refugee Report 2006*. (Washington, DC: US Committee for

ケース 7.1 ソマリアへの海外送金

Refugees and Immigrants).

ケース 7.2 1990-1991 年の湾岸戦争危機の時代

第一次湾岸戦争は大量の移民を引き起こした。とくに外国人労働者の避難民化が大量に発生した。しかし、驚いたことに 2003 年のアメリカ軍が中心の多国籍軍がイラクに侵攻した際には、大量移民の発生はほとんど予測されなかったのである。それが間違っていたことは後に証明された。

1973 年の原油価格高騰を導いたオイル・ショックの後に豊かになったペルシャ湾岸産油諸国は、アラブ地域やアジア地域の各国から外国人労働者を、建設労働者あるいは工業労働者として雇い入れることになった。最初は男性労働者を雇用したが、後にはフィリピンやスリランカから女性を家事労働者として雇用し始めた。クウェートでは、さまざまな仕事で働く外国人労働者の間に外国人への扱いをめぐる不満が高まり、後にイラクとクウェートの間の緊張を高める大きな要因のひとつとなった。1990 年の湾岸危機の当初にイラクには 110 万人ほどの外国人労働者がいた。そのうちの 90 万人はエジプト人であり、10 万人がスーダン人であった。クウェートは 150 万人の外国人を受け入れていたが、それは全人口の 3 分の 2 に相当していた。外国人の主な出身地は、ヨルダン／パレスチナ (51 万人)、エジプト (21 万 5,000 人)、インド (17 万 2,000 人)、スリランカ (10 万人)、パキスタン (9 万人) そしてバングラデシュ (7 万 5,000 人) であった。

イラクがクウェートを占領した後に湾岸戦争が生じ、その結果、外国人労働者の大量出国が生じた。ほとんどのエジプト人はイラクを離れたが、数万人ほどのパレスチナ人と他の外国人たちはクウェートに避難した。おそらく、100 万人ほどと見積もられているイエメン人は、イエメン政府がイラクを支持したときにサウジアラビアから強制的に出国させられた。あわせて 500 万ほどの外国人が避難したため、東南アジアから北アフリカの各諸国は、海外送金や所得の多くを失うことになった。

湾岸戦争が示唆することは、史上初めてのことだと思われるが、現代の国際関係における移民の中心性である。移民は潜在的な破壊者であり、ときには敵の同調者であるとアラブの主要な指導者からみなされ、国内・国際関係においてしばしばスケープゴートにされてきた。暴力紛争が発生すると大量虐殺の対象となった。暴力的国際対立の後に国際関係の再編が起きるが、それはアラブ地域やその周辺の社会や政治に甚大な影響を与えてきたのである。

【参考文献】

Segal, A. (1993) *An Atlas of International Migration* (London: Hans Zell).

Birks, J. S. and Sinclair, (1980) *Arab Manpower: The Crisis of Development* (London: Croom and Helm).

Martin, P. L. (1991) 'Labor Migration in Asia' *International Migration Review*, 25:

ケース 7.2 1990-1991年の湾岸戦争危機の時代

Spring.

ケース 7.3 中東・北アフリカの難民と難民政策に影響を与えた主要なできごと（1990-2003年）

中東・北アフリカは世界でもっとも不安定な地域といつてよい。続発する紛争は、大量の難民を発生させている。そして、大量難民の存在が、新たな紛争の火種となっている。

発生時期	地域	出来事	影響
1980年代-現在	スーダン	国内紛争	出国者と避難民発生
1990-1991年	全地域	第1次湾岸危機	大量避難民発生
1991年	ソマリア	政権交替	外国人の本国送還
1991-現在	レバノン	内戦の終焉	国内移住と国内避難民の発生
1991-2003年	イラク	政権批判者の抑圧・制裁	出国者の発生
1991-1995年	旧ユーゴスラヴィア	内戦	近隣地域への難民
1992-現在	ソマリア	国内不安と紛争	避難民発生
1993年	エチオピア	政権交替	避難民発生
1993年	イスラエル/パレスチナ	和平プロセス	地域の難民問題対応への環境向上
1994年	イエメン	内戦	避難民発生
1995年	エジプト/スーダン	エジプト大統領暗殺計画発覚	スーダン国民にエジプト入国へのヴィザ取得条件が追加される
1997年	全地域	ヨーロッパでのシェンゲン協定発効	ヨーロッパへの移民の抑止効果発生
1997年	イラク/トルコ	イラク北部をトルコが攻撃	クルド民族避難民発生
1998年	イラク	国連査察問題危機	出国者増加
1998-2000年	エチオピア/エリトリア	二国間国境紛争	避難民発生
1998-2001年	アフガニスタン	タリバン政権の誕生	出国者増加
1998年	トルコ/シリア	二国間関係緊張と危機	シリアからのトルコ・クルド人の出国
2000-現在	イスラエル/パレスチナ	和平プロセスの崩壊	難民問題解決への見通しと環境の悪化
2001年	全地域	9.11同時多発テロ攻撃	第3国定住の停滞
2001年	アフガニスタン	タリバン政権の崩壊	局地的避難民発生と避難民の一部の帰還

ケース 7.3 中東・北アフリカの難民と難民政策に影響を与えた主要な
できごと (1990-2003 年)

2003-2007 年	イラク	アメリカ主導の多国籍 軍によるイラク侵攻と フセイン政権崩壊後の 暴力の連鎖	国内・海外への大量難民 と避難民の発生
-------------	-----	---	------------------------

出典) Zaiotti, 2005, pp. 58-59.

【参照文献】

Zaiotti, R. (2005) "From Engagement to Deadlock: A Regional Analysis of Refugee Policies in the Middle East between the two 'Gulf Crises' (1990-2003)" in H. Jaber and F. Metral, eds, *Mondes en mouvements: Migrants et migrations au Moyen-Orient au tournant du XXIe siècle*, (Beyrouth: Institut Farncais du Proche-Orient), 37-59.

ケース 7.4 ドミニカ共和国内のハイチ人移民労働者と密入国問題

ヒスパニック語系住民の多いカリブ海島嶼国には、カリブ海地域の人口の多くが住んでいる。同地の移民拡大にもとづく開発は、地域全体の安定を損なう恐れがある。

毎年、ブラセロと呼ばれる一群のハイチ人労働者が、ドミニカ共和国の収益の高い砂糖黍採取労働者として合法・非合法を問わず移住している。移民の多くは男だが、家族が移動してくることもあるので、定住が生じることもある。ドミニカ共和国の失業率は高いものの、砂糖黍採取労働のほとんどは実質的にハイチ人労働者によって遂行されている。ドミニカ人が砂糖黍採取作業を嫌うのは、ブラセロの作業条件と賃金が厳しいためである。1979年に、ロンドンに本部をおく「奴隷反対協会 (Anti-Slavery Society)」は、ドミニカ共和国での砂糖黍採取労働は、奴隷労働と変わらないと指摘している (Péan, 1982: 10)。1937年には1万5,000人もハイチ人がドミニカ共和国で虐殺されたことがあり、現在でもハイチ人への排斥意識ははびこっている。そのような暴力にもかかわらず、ドミニカ政府はハイチ政府に対してブラセロ労働者の労働の対価として一括支払い金を毎年払い続けた。毎年の支払いは、ハイチ政府が1万9,000人分のブラセロ労働者への対価として200万米ドルを一括して受けとった1986年まで続いた。

ドミニカ共和国はそれ以降、砂糖黍採取に必要な4万人の労働者の雇用を斡旋業者に任せ、次第に依存していくようになった。1991年、ハイチにおいて総選挙が行われて民主政権が誕生すると、ドミニカ共和国にいるハイチ人労働者の扱いのひどさに対する国際的な非難が強まった。ドミニカ政府はその結果多くのハイチ人を強制出国させることになった。1万人以上のハイチ人を先祖にもつハイチ系の労働者は長い間定住していたのだが、彼らも出国させられてハイチに移住することになった (French, 1991: 15)。この大量帰国は、脆弱なハイチの民主主義を脅かすことになった。1991年にアリストイド大統領が更迭されたが、その後に、アメリカに向け小さなボートで出国する者が増えた。しかし、その多くはアメリカの沿岸警備隊に拿捕され、ハイチ人はいったんキューバのグアンタナモ湾にある収容所に収容されてから、送還された。

1994年、アメリカによる軍事介入はアリストイドの大統領復帰をもたらしたが、社会・経済的、そして政治的危機はさらに悪化していった。ドミニカ共和国における砂糖黍採取労働で働くハイチ人は2万人に減っていたが、建設現場で雇用されるハイチ人が増えていった。1996年、国際移住機関 (IOM) は、両国に働きかけハイチ人の帰還と不法就労者の合法化の可能性についての両国間の協議を実現させることに成功した。しかし、ハイチ人に対する暴力は継続し (Alexandre, 2001: 51-53)、大量送還も続いていた。2000年8月から2001年1月にかけて、4万5,000人のハイチ人が送還されるとドミニカ政府国防軍は報告している (Segura, 2002: 5)。

2004年の暴力の増加は国際社会に、ハイチ人難民の急増を生み出すのではないかとの不

安を与えた。しかし、心配されたような大量難民は発生しなかったが、国際社会はそれでも多くのハイチ人が出国したいと考えているとの不安を隠さない。ハイチ人が好んで向かう諸国では、安全保障への不安からハイチ人への入国管理を厳しくしている。そのなかには、ハイチ人移民の即時帰国か、あるいは送還あるいは第三国定住までの一時収容というものもあった。2005年にはドミニカ共和国に住んでいるハイチ人は100万人ほどと考えられていた (IOM, 2005: 93-4)。さらに、ドミニカ共和国に住んでいるハイチ人の80%は不法就労者であるとも見積もられていたが、そのなかにはドミニカで生まれた子供たちも含まれている (Michaux and Lisane, 2001)。

人権問題監視団体は、近年、ハイチとドミニカ共和国の間で行われている人身売買に関心を寄せている。ハイチ人といっても子供 (クレオール語の「レストাবেク (restaveks)」として知られている) が多いが、子供たちは人身売買された後、農業や建設現場で強制的に働かされているだけでなく、「バテーイエス (bateyes)」と呼ばれる不衛生な掘っ立て小屋の集まる貧困地域に住まわされ、ときには性的にも搾取されていると考えられている。こうした虐待をやめさせようとする努力は続けられているが、2007年になっても人身売買の被害者に対する保護は十分与えられていない (USDS)。

2007年のハイチとドミニカ共和国の両国は社会的にも経済的にも世界から孤立している。国連の治安維持部隊が駐屯し、2006年に総選挙が無事行われたものの、ハイチはいまでも西半球における後発発展途上国のままである。貧困や抑圧から逃げ出すために国境を越えてドミニカ共和国に入国する人々や、カリブ海をわたってアメリカに向けて出国しようとするハイチ人は後を絶ちそうにもない。2007年の最初の4カ月間にアメリカの沿岸警備隊はアメリカに上陸しようとしていたハイチ人909人を捕まえている。

【参考文献】

- Alexandre, G. (2001) *La Question Migratoire entre la Republique Dominicaine et Haiti* (Dominican Republic: IOM).
- French, H. W. (1991) 'Haitians expelled by Santo Domingo', *New York Times*, 11 August 1991.
- IOM (2005) *World Migration 2005: Costs and Benefits of International Migration* (Geneva: International Organization for Migration).
- Michaux, V. and A. Lisane (2001) 'The other side of the border', *The ACP/EU Courier*, July-August.
- Péan, L. (1982) 'L'alliance hégémonique insulaire', *Le Monde Diplomatique*, August 1982.
- Segura, C. (2002) *Migration and Development in the Dominican Republic*, Unpublished paper.
- USDS (2007) *Trafficking in Persons Report*, (Washington DC: US Department of State

ケース 7.4 ドミニカ共和国内のハイチ人移民労働者と密入国問題

accessed at <http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2007/82805.htm> on September 29, 2008.

ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

フランスは1970年代に不法就労者を雇用する雇用者に対する制裁措置を導入すると同時に、不法就労者の増加を抑制するために包括的なアプローチを展開してきた。アメリカのような移民国を含めて、フランスの経験を各国は学ぶべきであろうか。

EU域外出身者にとって、フランスの労働市場への参入障壁は高い。フランスで働きたい外国人には3つのヴィザが用意されている。季節労働者ヴィザ、当初は最大1年の短期滞在を許していた短期滞在ヴィザ、そして、永住ヴィザである。季節労働者は主に、チュニジアやモロッコからの労働者が多いが、両国ともフランスと協定を結んでいる。1年間有効だが働ける期間は最大連続で6カ月となっている。必要な場合には延長が認められる（例外なのは、農業の特定の分野で8カ月の滞在が前もって認められているケースと、モロッコ人とチュニジア人の場合には、最低4カ月は働かなければならないということである）。

2004年にフランスは、1万5,743人の季節労働者を受け入れたが、それは「国立外国人・移住者受入局（Agence Nationale de l'Accueil des Etrangers et des Migrations: ANAEM）」によって導入された人々である。他に9,950名が短期滞在労働者であり、6,740名が永住労働者であった。外国から労働者を雇うことは例外的なことであるため、外国人の雇用を希望する経営者は、かなり厄介な手続きに従わなくてはならない。まず、雇用者は職業紹介所（ANPE）に申請書を提出し、フランス国内に当該の職業を担当しうる候補が国民、あるいはすでに国内にいる外国人の間に存在しないことを確認してもらう必要がある。このことによって雇用の際に国民がまずもって優先されることになるが、これは経済の停滞と10%前後の高い失業率を考えると理解できないことではない。申請が出されると国内に候補者がいないことを確認するために、各県の各自治体当局が申請書をもとに手続きに入る。候補者がいないことが確認されるとANAEMに申請書が集められ、ANAEMは海外での募集を行い、移民労働者の入国の際の健康診断や出入国管理を実施する。季節労働者は入国に際して、ヴィザの期間が切れた場合必ず帰国をし、帰国後、カサブランカあるいはチュニスにあるANAEMの現地事務所に帰国を知らせるために出頭することを誓い、誓約書にサインをしなければならない。

しかし、高度技能労働者とその家族を移民させるためにフランス政府は移民手続きを簡素化した新しい手続きを2004年に導入し、高度技能労働者にとってより魅力のあるフランスにしようとした。そのおかげでフランスの移民政策はより選別色の強いものになった。2004年以来、より多くの労働者に永住ヴィザが与えられるようになっている。ただし、入国の際に各労働者は、「受入・統合契約書（Contrat d'Accueil et d'Intégration）」にサインをしなければならなくなった。それは、移民とフランス国家が果たすべき相互の義務を明らかにするものである（OECD, 2006）。外国人ですでに国内に在住している人々は、労働許可証がなければ働けない。雇用者は雇用した者が不法就労者ではないことを証明する義務

ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

を負っているので、合法就労証明書を作成するのは雇用者の責務であり、その証明記録の保持も雇用者の義務となっている。すでに、1992年より経営者団体には、外国人労働者を雇用する前に、雇用する旨を知らせるため事前に雇用宣言書 (*Déclaration Préalable à l'Embauche*) を政府社会保障局に提出しなければならない旨通告している。

フランス政府は、外国人の違法雇用を防ごうとしているが、それは移民労働者の不法雇用、詐欺的雇用、従業員への酷使、サービス労働や長時間サービス労働の強制、労働災害保険金や社会保障費の不正受給、労働の下請けと名義貸し、不法な多重雇用などの不正を防止する包括的なキャンペーンの一部として実施されている。このような諸問題は、社会的には弱い個人に対する搾取や横暴な扱い、あるいは組織化された人間密輸や人身売買といった社会的病理現象の一部とみなされることが多い。こうしたことが人的コストの損失と国内労働市場と社会統合に与える影響に加えて、国家の財政収入となるはずの 550 億ユーロが毎年失われているという推計もある。

フランスの不正雇用規制担当部局の仕事は、不法外国人とその不法雇用と戦うことであるが、それは不法雇用の包括的防止対策の一部となっている。包括的アプローチは 1997年 3月 11日に公布された布告によって体系化され、関係する各省庁、各種の社会团体や民間グループの間の連携と、それによる意思決定の迅速化を図り、そのために必要な制度を統合して活動を強化することを目的としていた。各団体間の調整を行うための新しい組織横断的な機構がつくられ、その焦点は不正防止と罰則適用という 2つの目的におかれた。政府レベルでは、「不法雇用と戦う国家委員会 (CNLTI)」がおかれ、対応策の基本的方針が決まると、労働監査がそれに従って行われ、労働現場を視察して労働法に違反する不正が発見されれば、罰則が与えられるようになった。現場査察では、労働の他に税務、国境警備、社会保障、警察や憲兵隊を含む秩序維持にかかわる担当者が協力して仕事をする。労働省が指導する CNLTI は経営者団体や労働組合などの、さまざまな利害関係者の意見が反映されるようになっている。

CNLTI は、活動方針を決めるとき、「不法雇用と戦う諸組織代表 (DILTI)」調整局やその他の各省庁から提出されるさまざまな資料や統計を考慮に入れている。1990年代後半の不法雇用者対策再編の基盤となった DILTI は、さまざまな仕事を行う。各団体の代表の意見を他の団体に伝えたり、全国あるいは地域のレベルで活動する各種団体や利害関係者の調整を行ったり、さらには不正雇用の展開を監視するための統計を集め、その統計的数値を配布する仕事も行っている (DILTI にこの仕事の専門家が多いこともあり、不正雇用問題に関する政府の政策決定に際しては相談役となる)。また、裁判所や、職場の視察や監査を行う現場担当者への法的助言や情報提供も行っている。防止策の実施に加え、国際的協調のための協定作りへの取り組みも行っている。DILTI はさまざまな実務を実行する事務局の支援を受けている。関係省庁は、委員会に大臣や各地の政府代表、そして地域の利害関係者と関係する公務員を送り込んでいる。委員会は、全国的な方針を各地の必要性や特殊性に合わせて修正することもある。と同時に、委員会には、検察庁長官の監督のもと各

ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

種の作業部会が必要に応じてつくられ、雇用法違反防止の職務を担当する複数の部局の仕事をまとめる役割を果たしている。各作業部会には、専任の事務官がおかれ、現場査察の計画や実行状況や査察結果記録を確認し整理している。2005年には、以上の体系化された構造に加えて、「不法雇用と戦うための中央局 (Central Office to Combat Illegal Employment)」が追加されると同時に、CNLTIは国防省の監督下にもおかれるようになり、不法雇用を抑制する重要な問題に関係する治安維持当局の活動なども調整する役割を担うようになった。

外国人の不法雇用への罰則は厳しくなり、何度も改定強化された。2007年6月には不法雇用をした経営者への刑事罰による罰金は最高1万5,000ユーロあるいは最高5年の懲役となり、民事訴訟での支払いは最高10万ユーロとなった。その他の罰則には、政府による刑罰の公表、不正雇用に関連した証拠物品の押収、職業資格の5年間停止、政府との各種契約を5年間停止とするなどの処分がある。2005年の法律では、不正雇用をした経営者に対する免税措置や助成金交付措置を停止するという条項も付け加えられていた。不正を犯した経営者がフランス国民の場合は公民権の停止措置が採られ、外国人経営者の場合は、国外退去を命じられたうえで、5年間再入国禁止の措置をとることができるようになっていた。さらに帰化した経営者の場合には、国籍の剥奪措置も付け加えられていた。また、違反者にはANAEMに対する寄付(2005年7月1日では3,110ユーロ)が義務づけられただけでなく、フランスからの出国費用を一律に負担することになっていた。2003年11月の移民の出入国管理に関する法律では、刑事罰としての罰金は最高75万ユーロに設定されただけでなく、最高10年の懲役刑を科すことになっていた。また、民事の場合は最高375万ユーロの罰則金が組織的人間密輸業者には課せられているが、密航の際の条件や労働条件が移民者にとり危険なものだった場合、あるいは人間の尊厳を無視するようなものであった場合にも同額の罰金が課せられるようになっていた。外国人で入国に必要な文書をもたずに入国し、不正就労の罪が明白になった者には、罰則が課せられるか送還される。フランスの司法当局は、不法移民を犯罪者とみなすよりは犠牲者とみなす傾向があるので、違反者にもある程度の権利が与えられている。例えば、酷い労働条件で働かせた経営者を告訴して、支払われなかった賃金を請求することも可能である。支払われるべき賃金は、過去の労働期間に対する最低賃金の支払いに関する国際協定にもとづいて未払い賃金として回収も可能である。また、労働契約違反で失業した場合、失業給付金を1月単位で請求することも可能である。同様に、不法就労とはいえ労災保障金や、労災医療費などの手当などの請求も既存の各種の協定に従って可能である。社会保障費は、しばしば、義務違反をした経営者からの補償金として受け取ることが可能である。

建設現場や農業労働で働く外国人労働者のほとんどは不法就労者だという認識が広がったため、2004年から2005年と2006年から2007年にかけては、不正雇用との戦いが政府の優先順位の高い政策となった。不正雇用を抑止し、罰する不正雇用防止対策の具体的で全体的な評価のなかには、不正雇用者への罰則金と雇用現場での不正撲滅活動に関する統

ケース 8.1 不法就労撲滅へのフランスの取り組み

計が含まれている。DILTI は不正経営者が支払わなかった税金を支払わせた結果、その額は 2003 年から増加し 2005 年には 1,760 万ユーロに達した。2006 年には総額は倍増し、4,000 万ユーロが徴収された。2005 年、5 万 9,256 社に査察が入ったが、その半分近くは建設会社であった。2006 年には、6 万 7,135 社が査察の対象となり、6,977 の企業が罰則を適用された。不正雇用への監視体制が厳しくなったことで、こうした不正雇用企業に雇われている外国人不法就労者の数も増大していることが明らかになった。2006 年の査察により発見された不正雇用労働者のなかの外国人労働者の割合は 14.8%であったが、その数は 1990 年代と大差はなかった。

【参照資料】

本文を作成するにあたり、IDCLE (Délégation interministérielle à la lutte contre le travail illegal) の年次報告書を参照した。

【参考文献】

OECD (2006) *International Migration Outlook: Annual Report 2006* (Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development).

ケース 8. 2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

合法化政策は非正規滞在者を正規滞在者にするものである。しかし、国ごとに合法化政策の内容は異なるが、合法化は次なる合法化につながりやすい。そのため合法化に逡巡する国もいくつかある。

国名	合法化政策 実施時期	申請資格の条件	付与された許可証のタイプ	合法化された移民者と申請者の数
ベルギー	2000年 プログラム	申請資格：1999年10月1日以前よりベルギーに居住し、庇護申請が留保中であること。現在、人道的な観点から故国への帰国が難しいこと、病気が重くて送還できないこと、あるいは、6年以上続けて居住し過去5年の間に送還命令を受けていないこと。	長期滞在許可	扶養家族含む申請者数は5万2,000人
	1974年合法化	申請資格：ベルギー在住の労働者および労働者以外の人々を対象。1974年8月より1975年10月を申請期間とする。	滞在許可	滞在許可者7,448人 申請者8,420人
カナダ	1973年プログラム（プロジェクト97）	申請資格：1972年11月以前よりカナダに居住していること。雇用の継続と職歴を証明できること、カナダに家族とともに住んでいること。	長期滞在許可	推定5万人以上が合法化された
フランス	1997-98年 シュヴェーヌマン 法および正規化措置	申請資格：家族移民の合法化を目的とするので、非正規状態でフランスに住む移民とその家族が対象。移民は連続で7年以上フランスに家族とともに在住していることを証明できること、あるいは、5年以上連続でフランスに住み、現在雇用されており、申請者の家族がフランスに住んでいることを証明できること。	永住許可	合法化された者7万8,000人 申請者14万人
	1991年より数回	申請資格：1989年以前よりフランスに住み1989年1月1日までに難民申請をして拒否されたことがある（ただし、申請の結果がでるのは申請後3年以降であり、家族の場合は2年以降である）。そして最低2年以上働いたことを証明できること。	永住許可	合法化された者1万5,000人 申請者5万人
	1981-82年 大臣命令他 布告による	申請資格：1981年1月以前よりフランスに居住し、申請時に雇用されていることが証明できる、あるいは正規雇用を最低1年以上経験したもの（合法化措置は他の職業につく移民	永住許可	合法化された者12万1,000-13万人 申請者は15万人

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

	1973 年より数回	にも適用されるようになった)。 1973 年 6 月 13 日より数回。合法化により 1973 年 1 月 1 日以前よりフランスに居住する 4 万人の労働者の地位が合法化された。	永住許可	4 万人
ギリシャ	2001 年 合法化措置 (L.no.2919/2001)	申請資格：合法的に入国し、合法滞在許可失効後もギリシャに継続して滞在したことを証明できる者、あるいは、ギリシャで本法適用以前に正規雇用で 1 年かそれ以上従事したことを証明できる者。	10 年間居住後に 2 年間更新できる滞在許可 (10 年後には永住許可取得資格が発生する)	申請者 35 万 1,000 人 (GAO および OECD) 36 万 8,000 人の申請者があり、合法化されたものは 22 万 8,000 人との推計もある (Levinson)
	1997-98 年 ホワイトカードおよびグリーンカード支給に関する大統領令にもとづく合法化措置 (358/2997; 359/1997)	申請資格：第 1 手続きとして、合法化申請者はまず、6 カ月間滞在許可を認めるホワイトカードを申請すること。第 2 にグリーンカードを申請すること。グリーンカードは 5 年間の労働許可が得られる。グリーンカード申請者は 1998 年 1 月より正規雇用で就く予定であることを証明できること。	6 カ月滞在許可条件付きホワイトカード 1-5 年の更新可能な労働許可と滞在許可付きのホワイトカード	37 万 1,000 人がホワイトカードを取得 (GAO および OECD)。他に 22 万 8,000 人の申請者があり、グリーンカードを取得したのは 22 万人との推計もある (Levinson)
イタリア	2002 年ボッシ = フィニ法 (L.189/2002)	申請資格：継続的に雇用されていたことが証明できると同時に、最低 3 カ月分の社会保障費を支払っていること。	更新可能な 1 年滞在許可	合法化された者約 63 万 5,000 人。申請者は 2004 年初頭時点で 70 万人
	1998 年 トルコ = ナポリターノ法 (L.40/1998)	申請資格：1998 年 3 月 27 日以前よりイタリアに居住し、居住を証明できることに加えて、給与に対し源泉徴収が行われていること。	短期滞在許可	21 万 7,000 人が合法化
	1995 年 政令による (L.486/1995)	申請資格：イタリアに居住していること、過去 6 カ月は雇用されていたこと、あるいは雇用契約がなされたこと。加えて、3 カ月分の社会保障費を支払っていること。	1 年ないし 2 年間の更新可能な労働許可	約 24 万 5,000 人が許可証取得
	1990 年 マルテリ法 (L.39/90)	申請資格：労働者と学生で 1989 年 12 月 31 日以前よりイタリアに居住していること。	2 年間の更新可能な労働許可	約 21 万 7,000 人が許可証を取得
	1986 年 合法化措置 (L.943/86)	申請資格：申請書は 1987 年 1 月 27 日までにイタリアで提出することができること、そしてスポンサーとなれる雇用者がいること。	短期滞在労働許可	約 11 万 9,000 人が滞在許可を取得
ルクセンブルク	2001 年 合法化措置	申請資格：1998 年 7 月 1 日以前よりルクセンブルクに居住していたか、あるいは 2000 年 1 月 1 日以前に雇	継続的な雇用を証明できれば延長可能な短期滞	2,894 人の申請者 (主に旧ユーゴスラヴィ

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

		用されていた移民で、2001年1月1日以前に難民として到着した者。	在ヴィザ	アからの移民)のなかで 1,554人の申請が採用され、2002年12月31日までに 1,839人が合法化可能との回答を得る (Levinson)
オランダ	1979年「過渡的正規化措置」 1975年合法化措置	申請資格:1978年1月1日から1979年11月1日の間、雇用を中断することなく継続した外国人。 1974年11月1日以前より居住し、継続的に雇用されていた者。	滞在・労働許可 永住許可	1,800人の労働者 1万8,000人の申請者中合法化された者は1万5,000人
ポルトガル	2004年合法化措置 布告/法(2001年4月)による合法化 1996年合法化措置 1992-93年合法化措置	申請資格:本法律(34/2003)が施行されるまでの最低90日の間、社会保障費および税を支払った移民。 申請資格:継続的に居住し労働許可証を所有している者。 申請資格:雇用されていること、ポルトガル語に関する基礎的知識があることを証明できること、現在居住していること、犯罪を犯していないこと、ポルトガル語圏諸国よりの国民の申請要件は、1995年12月31日以後ポルトガルに居住し続けていることを要件とする。それ以外の国からの国民は1995年3月25日以後居住していること。 申請資格:1992年4月15日以前よりポルトガル領土内に居住していること。	在留許可 4回まで更新可能な在留許可(5年後に永住許可申請資格を得られる) 短期滞在許可 短期滞在および労働許可	3,000人が合法化(OECD) 約17万9,000人に許可証が交付された GAOとOECDは約2万2,000人の移民が合法化されたとするが、レヴィンソンによると3万5,000人の申請者中3万1,000人の合法化が行われた。カルロス・マルケスとペドロ・ゴイスによると3万5,000人 推計8万人の申請者に対して(Levinson)、約3万9,000人が許可を得ている
スペイン	2005年「正規化措置」布告	申請資格:2004年8月7日以前に居住地の自治体に登録していることが証明できること、申請時まで継続的に居住していること、雇用証明書を提示できること、犯罪を犯していないこと。雇用者が申請者の社会保障費を支払っていることを証明できること、過去12カ月の間に移民法違	更新可能な1年間の滞在許可	54万9,000人が合法化された

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

	<p>2000年 移民法による 2000年と2001年 の合法化措置</p> <p>1996年国王布告 による合法化措置</p> <p>1991年 合法化措置</p> <p>1985年外国人の 自由と権利に関する法 にもとづく合法化措置</p>	<p>反を犯していないこと、労働法に違反したり、従業員の人権を侵害していないこと。</p> <p>2001年措置の申請資格：2001年1月23日以前よりスペインに居住していること、雇用を証明できること、スペイン国民あるいは外国人と結婚していること、犯罪を犯していないこと。</p> <p>2000年措置の申請資格：1999年6月1日以前よりスペインに居住していること、過去3年間の在留許可を得ていること、1996年1月以前よりスペインで家族とともに暮らしていること。</p> <p>申請資格：1996年1月1日以前に雇用されていたこと、1996年5月以降に滞在許可を得ていること、申請者の家族が、1996年1月以前よりスペイン領に住んでいること。</p> <p>申請資格：1991年5月15日より居住し労働している者、あるいは庇護申請をして却下されたか、保留状態にある者。</p> <p>申請資格：現在雇用されている、あるいは雇用予定であり、1985年7月24日以前よりスペイン在住の者。</p>	<p>更新可能な1年間の在留許可</p> <p>更新可能な1年間の滞在・労働許可</p> <p>5年間の滞在許可</p> <p>3年間の滞在許可</p> <p>更新可能な1年の滞在許可</p>	<p>約24万人に許可証が交付される</p> <p>約16万4,000人が許可証を得る</p> <p>レヴィンソンによると最大2万5,000人の申請者中、2万1,000人以上が許可を受ける</p> <p>13万5,000人の申請者のなかから11万人が許可を受ける</p> <p>4万4,000人の申請者があり、レヴィンソンによると2万3,000人が許可を受けている</p>
スイス	2000年 合法化措置	申請資格：1992年12月31日以前に入国したスリランカからの難民申請者であり、庇護申請を却下されたものの、帰国できず居住している者。		1万5,200人が合法化(OECD)
英国	1998年 家事労働者正規化 措置による合法化	申請資格：1998年7月23日以前に英国に入国し、現在雇用されている者、有効なパスポートを所持し、自立的な生活をしていることを証明できる者。	1年間の短期滞在許可	1999年現在で200人が許可(Levinson)
	1977年 恩赦の実施	申請資格：英連邦諸国民およびパキスタン人であること、1973年以前に英国に移民審査官をめぐって不正に入国した者。	永住許可	申請者641人中許可者462人
	1974年 恩赦の実施	申請資格：英連邦諸国民およびパキスタン人で、1968年3月9日から1973年1月1日の間に英国に入国し	永住許可	2,430人の申請者中、1,809人が許可

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

		た者、あるいは 1968 年 3 月 9 日以前に移民局による入国不許可にもかかわらず、入国した者。		
アメリカ	2000 年 合法移民およびその家族の公正法 (LIFE) による合法化措置	申請資格：外国人でアメリカに 1982 年 1 月 1 日以前に入国した者で、1988 年 5 月 4 日まで継続的にアメリカに居住した者。申請者は 1986 年 11 月 6 日より 1988 年 5 月 4 日までアメリカに確かに滞在した者であること。	永住許可	40 万人が許可を受ける (OECD)
	1997-98 年 NACARA および HRIF プログラムにもとづく合法化措置	申請資格：ニカラグア、キューバ、ハイチ人であること。	永住許可	40 万 5,000 人がニカラグア人地位変更および中央アメリカ人救済法とハイチ難民公正法により正規化された (OECD)
	1986 年 移民改革・入国管理法 (IRCA) による恩赦の実施	申請資格：I-687 プログラムへの申請者は、1982 年 1 月 1 日以前より継続的にアメリカに居住していることを証明できること、特別農業労働者プログラム (SAW) に申請する者は、1986 年 5 月 1 日以前より 90 日間アメリカに居住し働いていたことを証明できること。	永住許可	1989 年と 1996 年の間に 268 万 4,900 人が移民改革・入国管理法 (IRCA) のもとで恩赦を受けている。I-687 プログラムへの申請者 170 万人中 160 万人が恩赦を受けている。特別農業労働者プログラムへの申請者 130 万人中 110 万人が恩赦を受けている

【参照資料】

このリストは完全なものではないが、1970 年代初頭より大西洋諸国で行われた合法化措置の概略を知るには十分である。本表の記事は、OECD (2006)、アメリカ政府説明責任局 (GAO, 2006)、レヴィンソン (Levinson, 2005) による貴重な研究や信頼度の高いデブルッカー (De Bruycker, 2000) などによる貴重な研究報告などから収集したが、合法化申請者の数や許可を受けたものの数については、報告書ごとに違うので、報告書を比較したうえで数字を利用してほしい。

【参照文献】

De Bruycker, P. (ed.) (2000) *Regularisations of Illegal Immigrants in the European Union* (Belgium: Bruylant).

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

GAO (2006) *Foreign Workers – Information on Selected Countries Experiences*

(Washington, DC: US Governmental Accountability Office).

Levinson, A. (2005) *The Regularisation of Unauthorized Migrants: Literature Survey*

and Case Studies (Oxford: Centre on Migration, Policy and Society).

OECD (2006) *International Migration Outlook: Annual Report 2006* (Paris:

Organisation for Economic Co-operation and Development).

ケース 10.1 ドイツの「移民第 2 世代」の教育と雇用における成功

ドイツの政治指導者たちが、移民が永続的な現象であることに気が付いたのはようやく 1990 年代の終わり頃になってからであった。移民の「第 2 世代」といわれる、移民の子供たちの経験はゲストワーカー制度の長期的な影響をまともに受けている。もし移民たちが、さまざまな面からみてその多くが定住傾向を強めているにもかかわらず、短期滞在の旅人であるかのように扱われたとしたら、その子供たちの教育や雇用に大きな影響がでるであろう。誤った政策のおかげで、移民の第 2 世代が不利益を被っていることが調査により明らかになりつつある。

1980 年代より、ドイツの学校では、移民の子供たちの教育や雇用機会の向上のためにかなりの努力が払われるようになってきた。しかし、その努力の効果についてはさまざまな評価がある。移民の子供たちは、両親世代に比べて高い学歴を達成して就職しているが、同年齢のドイツ人の子供たちに比べると不利な立場にいるのは明らかである (Meyer, 2002: 76)。

政府の報告書は、外国人の子供たちの小学校入学前の教育への参加率 (後の学校での学業上の成功の重要な前提条件となっている) が低いことを明らかにしている。選別が厳しい中等教育への入学者の割合もドイツ人の子供たちに比べかなり低いこともはっきりしている。1999 年には、ギムナジウム (大学などの高等教育への登竜門となっている高等学校) に通う外国人の子供たちは、全体の 19% にすぎないが、ドイツ国民の子供たちは 40% になっていた。中学にあたるリアルシューレにおいてはその差は縮まっている (外国人の子供たちの進学率は 18%、ドイツ人の子供たちは 22%)。しかし、ハウプトシューレといわれる非熟練技能労働あるいは下層ホワイトカラー労働者向けの職業教育中心の中学や、就学において問題がある子供たちの行く中学校であるゾンダーシューレでは外国人の子供たちの就学率は極端に高い。半数以上の外国人の子供たちは、こうしたレベルの学校に通っている (それに対して、ドイツ国民の子供たちは 21% にすぎない)。こうした結果、1999 年には外国人の子供たちが、大学などの高等教育への進学資格であるアビトゥーアを取得して卒業する割合は 10% 以下にすぎないが、ドイツ人の子供たちは 26% である (BBA, 2002: 199-201)。興味深いことに、同報告書はこうした不利益は階級とエスニシティに関係するとしている。主に労働者階級出身のドイツ国民の子供たちは不利益を被っているが、外国人の子供たちは階級だけでなくエスニシティの点でも不利益を被っていると指摘している (BBA, 2002: 192)。

似たような傾向は、とくにドイツでは重視されている職業教育でもみることができる。ドイツでは、技術職として働くためには、ほとんどの職種で技能資格証を提示することが必要である。15 歳から 16 歳で学校をやめて、仕事に就こうとする子供たちは、現場で実地教育を受けると同時に、職業学校で理論的な勉強をする課程で学ぶ徒弟

(Berufsausbildung)として登録することが望まれている。ドイツ人のこの年齢の子供たちの68%は徒弟となり、普通課程の学校には通っていないが、外国人の子供たちの場合は39%が登録しているにすぎない(BBA, 2002: 419)。さらに徒弟となっている外国人の子供たちの多くは、昇進の機会が少ない低技能労働資格の職業、例えば、小売店従業員、美容師、自動車組立工、ペンキ職人、電気工、配管工などになるための訓練課程に登録していることが普通である(BBA, 2002: 422)。それゆえに、第2世代の移民たちの多くは両親世代より高い学歴や職業資格を得てはいるが、同年齢のドイツ人の子供たちより、教育・就職の面で不利益を被ったままだといってよい。フォーマル・セクターでの低技能労働が減少しつつある今日、技能資格の低い外国人の若い世代の職業機会は限られており、多くは失業と交互に臨時的な職業に就くしかなくなるだろう。

【参考文献】

BBA (2002) *Bericht über die Lage der Ausländer in der Bundesrepublik Deutschland* (Berlin and Bonn: Beauftragte der Bundesregierung für Ausländerfragen).

Meyer, T. (2002) 'Sozialstruktur und Migranten: die soziale Lage der Arbeitsmigranten in Deutschland' in Treichler, A. (ed.) *Wohlfahrtsstaat, Einwanderung und ethnische Minderheiten*, (Wiesbaden: Westdeutscher Verlag).

ケース 10.2 ボルハス対カード論争——労働移民はアメリカにとって悪なのか

経済学者のなかには、技能労働者を供給すること、特定の産業の労働不足を解消すること、賃金の高騰を回避することができるなどとして、移民は受入国にとり良い影響をもたらすという者がいる。そうかと思えば、効果は不均等にもたらされるので一概に利益をもたらすとはいえない、すなわち、一部の人々は労働移民により利益を得るだろうが、他の人は失うほうが多いかもしれないと慎重な議論をする者がいる。この議論はアメリカで盛んになり注目を受けることが多いのだが、本ケースではその一端を要約して紹介する。

1965 年の「移民および国籍法」の改正以降、アメリカへの移民は急増した。それにともない、1990 年代には不法移民が 3 倍にも増加した。こうしたことが引き金となり、学者の間で、非熟練移民労働者が国民の低賃金労働者に与える影響についての論争が起きた。この議論の先頭に立ったのがハーヴァード大学の経済学者ジョージ・ボルハス (George Borjas) であり、カリフォルニア大学バークレイ校のデヴィッド・カード (David Card) であった。ボルハスは、1980 年から 2000 年の間の移民を調査し、移民が国民全体の労働者の賃金に影響を与えてはいないが、一部の非熟練労働者の賃金を 5-10%ほど低下させたという研究結果を明らかにした (Borjas, 2006)。それに対してカードは、移民はアメリカの国民労働者には否定的な影響をまったく与えていないという調査結果を明らかにした (Card, 2005)。カードの調査対象は、キューバ政府の政策変更にともないキューバを離脱し、1980 年頃にフロリダ州マイアミに大量に上陸した、いわゆるマリエリトス (Marielitos) と呼ばれるキューバ移民である。

ボルハスは、移民の社会的影響を調査する際には、アメリカ経済全般に与える影響に焦点を絞ることを好む傾向があり、とくに経済成長に影響する賃金や失業の動向に与える長期的な移民の影響に焦点を当てている (例えば、1970 年の国勢調査と 2000 年の国勢調査を比較するなど)。ボルハスは移民の影響をもっとも被るのは、マイノリティたちであり、とくに黒人低賃金労働者だという結果を公表している (Borjas, 2001 も参照)。

カードは、地域の労働市場に焦点を絞り、移民を大量に受け入れた地域とそうでない地域の経済状況を比較して、移民が国民労働者に与えた影響を検証しようとする。カードは、移民を大量に受け入れた地域の都市の産業は、非熟練労働力を大量に受け入れて利益を得るはずの企業は技術革新を抑えるであろうから、低賃金労働者の賃金を低下させることなく移民労働者を吸収することが可能だと論じる。

ボルハスは、アメリカの労働市場は高度に統合されており、労働者は仕事をめぐり競争のない地域、あるいは経営者は低賃金労働が豊富な地域を求めて、それぞれ移動することが可能なので、カードのモデルは成り立たないと批判している。国民労働者の国内移動についての議論も論争を呼んでいる。カードは、労働者や企業の国内移動の確率は、双方ともに大きなものではないと論じて反駁している。2006 年の研究でボルハスは 1965 年から

2000年までの国勢調査を利用しており、近年では、中退した高校生が移民受入州から出ていく確率が、平均的なアメリカ人労働者が移民受入州から出ていく確率よりわずかに高いということを明らかにしている。ボルハスの研究の方が時間的に長い観点からなされているので、より徹底している。1970年代に移民の最盛期が過ぎて以来、カリフォルニア州へ入るアメリカ人労働者の国内移動は実数において急減していることをボルハスは確認していると同時に、カリフォルニアからの他の移民受入州へのアメリカ人の国内移動もゆっくり減少していることを発見している。そして、移民を受け入れていない州への国内移動は漸増していることを発見している。ボルハスの調査は、ボルハスとカードの調査結果の差の半分ほどをアメリカ人労働者の国内移動が説明することを明らかにしている。この調査結果は、アメリカ人労働者の国内移動が、アメリカ人労働者の賃金に与える国際移民の影響を左右する重要な要因であることを明らかにしている。

カードとボルハスは、最近の移民のアメリカへの同化に関して異なる結論を引きだしている。双方の経済学者は、現在の移民たちは同化しやすいという点で意見は同じであるので、かわりに彼らの子供たちや孫たちを研究対象としている。ボルハスとカードは、教育が現在の移民とアメリカ人労働者との間の収入格差を説明するうえで主要な要因だという点でも一致している。

しかし、ボルハスは現在の移民の子供たちとアメリカ人労働者たちとの間の収入格差は、縮まらないと考えている。経済的地位の差の半分は世代が交代しても縮まないとボルハスは考えている。ボルハスは過去の移民たち（1940年と1970年の国勢調査時点）は、アメリカ人全体より平均的にみると高い収入を得ていたと指摘する。今日の移民の第2世代はアメリカ国民の平均より6%ほど高い収入を得ているとも指摘する。しかし、移民とその子供たちの平均収入は少しずつ減少すると指摘する。今日の移民労働者はアメリカの労働者全体の平均より収入は少なく、国民全体の平均より20%ほど低い。それゆえに、未来の移民第2世代労働者の平均賃金にみられる有利さはなくなる。ボルハスは、2030年までに10%ほど少なくなると見積もっているのである。

カードは類似した方法を使い移民の同化について予測し、より楽観的な結論に達している。カードは、移民第2世代のほとんどは、アメリカ人労働者の教育レベルや収入レベルに追いつくことが可能だと論じる。とくに、移民第1世代が最低10.4年の学歴をもっているとするれば、その子供たちは学歴で国民労働者の平均を追い抜くことが可能だとみる。たとえ移民第1世代の学歴が5.5年にすぎないとしても、彼らの子供たちは、12.2年の学歴を達成することは可能である。そして、アメリカ人労働者との学歴ギャップの80%を詰めることになる。ただし、近年のアメリカへの移民の教育レベルが著しく低いことを考えると、この教育面での格差が、移民とアメリカ人労働者の格差を維持する要因となると思われるが、カードはあまりこの点については拘泥していない（Portes and Rumbaut, 2006, chapter 8 も参照）。

どちらの主張をみても、移民の同化と移民が与えるアメリカ人労働者への影響は、これ

からも政治的にも経済的にも重要な問題であり続けるであろうし、重要な調査テーマであり続けることは間違いないことが明らかである。労働移民の影響がほとんどない、あるいは受入国の経済に肯定的な影響を一律に与えるものであるとしても、社会的弱者である国民の一部に悪影響がでることは望ましいことではない。このことは、先進諸国は不法移民の入国を減らすために、より良い政策を考案する必要があることを示唆する。

【参考文献】

- Borjas, G. J. (2001) *Heaven's door: immigration policy and the American economy* (Princeton, N.J. and Oxford: Princeton University Press).
- Borjas, G. J. (2006) 'Native internal migration and the labor market impact of immigration'. *Journal of Human Resources*, 41:2, 221-258.
- Card, D. (2005) 'Is the new immigration really so bad?' *The Economic Journal*, 115:507, 300-323.
- Portes, A. and Rumbaut, R. G. (2006) *Immigrant America: a Portrait*, third edition, (Berkeley: University of California Press).

ケース 10.3 労働市場の分割——フランスの自動車組立産業と建設産業

1970年代より高度先進諸国経済では根本的な変化が始まった。その変化のなかで移民が大きな役割を果たすようになり、ときには古い形態の労働組織が消滅していくために生じるさまざまな負担を背負うという役割を果たし、あるいは、新しい労働組織を導入する際の柔軟さを提供するなどの役割を果たしている。1970年代と1980年代は、労働過程の再編にとって転換点となる時期であった。以下のケースは、『国際移民の時代』の初期の版の本文に利用されたものに修正を加えたものである。

フランスの自動車組立産業と建設産業における、労働と雇用形態の変化についてのケーススタディは、他の産業でもよくみられることを理解するうえで貴重なものである。外国人労働者は高度先進諸国では、自動車組立産業や建設産業に集中して働いていることが多い。こうした産業は、外国人労働者が、しばしば不健康で、肉体的にきつく、危険で、単調で社会的にも望ましいものではない過酷な仕事に就く傾向が強いことを明らかにする。フランスにこのようなことが生じた要因はさまざまである。双方の産業で外国人あるいは植民地労働者を雇用するのは第二次世界大戦以前よりの伝統であった。戦後の1945年以降は双方ともしばしば労働力不足に見舞われ、移民に頼る必要が生じていた。経営者の支援を受けた公的な外国人労働者雇用システムが導入され、数年間にわたり移民の雇用と住居は都市や郊外に位置する特定の工場や産業に限られていたので、移民はそこに集中した。多くの移民労働者が雇用や居住面での自由を獲得するには時間が必要であった。

雇用システムは、外国人労働者に魅力的でない仕事で働くように導いた。もし、経営者たちが移民労働者を大量に雇用できなかつたら、彼らは、労働条件や賃金を引き上げなければならなかつたはずであり、それができない企業は市場から撤退しなければならなかつたであろう。自動車組立産業では不法就労は稀なことであった。それは工場の規模が大きく、労働組合の監視も行き届いていたからである。それに対して、建設産業では不法就労は普通であったし、その分、賃金や労働条件の低下がみられた。これが、建設産業が移民労働にさらに頼らざるを得なくなる、というパラドキシカルな効果を生んだ。建設産業労働の評判も結果として低下し、ますます外国人労働者しか雇用できないという状況になっていった。同じような過程が女性外国人労働者にも降りかかっていた。女性移民労働者は、衣服産業や食品加工産業、あるいは清掃、配膳、非熟練医療労働などのサービス労働に高度に集中するようになっていた。未登録のまま不法就労につく女性労働者は男性よりも多いが、それは、イデオロギー的に女性外国人の多くは母であり妻であるとみなされる傾向が強かつたので、彼女らの労働市場での姿をみえにくくしていたのである。

外国人労働者がフランス人労働者の仕事を奪つたという証拠はない。あるタイプの職種は、社会的に外国人労働者のためのものとみなされる傾向が強まり、フランス人労働者からは嫌われるようになったが、戦後の高度経済成長の時代には、他により良い仕事をフラ

フランス人労働者はみつけることが可能だった。実際、大量の移民労働者の雇用により、むしろフランス人労働者は社会的上昇が可能になったのである。この一般的な傾向は、フランスが長い経済停滞を経験し失業が増加する 1970 年代末から 1980 年代初頭まで続いた。

1970 年代の初めには労働移民の最盛期を迎え、50 万人が建設産業で雇用されていた。フランスで働く外国人労働者の 4 分の 1 が建設産業で働いていた。自動車組立産業では、12 万 5,000 人が雇用されていた。工場労働者の 4 人に 1 人が外国人であった。その他の産業では、清掃産業のみが外国人雇用比率が高い産業であった (Miller, 1984)。

経営者の雇用戦略も外国人労働者とフランス人労働者との間の労働市場の分割の要因となっていた。建設産業の経営者のなかには、不法就労外国人を好む者がいる。それは例えば、ボーナス支給や、源泉徴収を省略することにより、利益を増やすことが可能だからであるだけでなく、1980 年代までこのような不正に対する罰則も少なかったからリスクも小さかったのである。自動車産業の経営者のなかには、意識的に農業労働者で教育レベルが低く、工場労働の経験のない外国人労働者を雇用することを好む者がいたが、それは、左翼労働組合の活動を抑制するためであった。このような戦略により、ますます自動車組立工場の労働はフランス人労働者にとり魅力のないものになっていった。同様に、衣服産業の経営者は女性外国人労働者に圧力をかけて、不法就労および低賃金労働を強要することも簡単であった。そして、このような現象はすべての産業に広がっていったのである (Phizacklea, 1990)。1983 年から 1991 年のフランスでは、衣服産業の労働者全般は 45% 減少したが、外国人労働者は 53% 増加していたのである (OECD, 1994: 40)。

1970 年代の不景気が、自動車組立産業と建設産業の外国人労働者に不当なほど大きな負担を課すことになったことは明白である。建設産業の 3 分の 1 ほどを外国人労働者が占めていたが、1973 年から 1979 年の間に建設産業の雇用全体のほぼ半分が失われた。さらに、建設産業では 1989 年までにさらに 17% 減少したのである (OECD, 1992: 24)。自動車組立産業においては同じ時期に 1 万 3,000 人分の雇用が増加しているが、外国人労働者の解雇は続けられ、2 万 9,000 人が解雇された。1980 年代を通してさらに仕事は失われていったが、外国人の解雇は不当なまでに増大していった。

フランスの建設産業の経営者団体である「建設産業全国連盟 (Fédération Nationale du Bâtiment)」の報告書によると、1974 年から 1981 年までの間に建設産業の雇用は 11.7% ほど減少している。そして、外国人労働者は 15 万人が解雇されているが、それは 1974 年の外国人労働者の雇用者数の 30% に相当している。フランス人労働者は 4 万 5,000 人が解雇されてはいるが、その数は 1974 年の雇用者数の 3.9% にしか相当しない。別言すれば、1974 年から 1981 年の間に失われた雇用の 4 分の 3 は外国人労働者の解雇によるものだったということである。

自動車組立産業および建設産業での外国人労働者の雇用は 1974 年に最盛期を迎えているが、その後急減している。にもかかわらず、労働省の調査によると、1979 年には外国人労働者は自動車組立産業労働者の 28%、建設産業の 18.6% を占めていた。フランス政府は外

国人雇用を停止し、その後外国人労働者に対して金銭を支給するなどして帰国を奨励して外国人人口を減らす努力をしていたことを考えると、この事実は驚きである。さらに、フランス政府は「非熟練労働再評価プログラム(revalorisation du travail manuel programme)」を導入し、外国人労働者が働いていた仕事の条件を改善し、フランス人労働者を就職させようとしていたのである。帰国奨励、再評価の双方とも、その結果ははかばかしいものではなかった。

1974年以前、自動車組立工場は外国人労働者の雇用が著しかった。1974年に外国人雇用が停止されてからは、外国人雇用者数はその影響を受け変化した。大きな影響は、自動車産業の外国人労働者数の固定化であったが、その結果、外国人労働者は次第に高齢化していくとともに、労働組合に参加する者が増え、社会・政治的な結束を高めていき、外国人労働者への昇進面での差別などへの認識が進み、不満を強めていったのである。1980年代には、外国人労働者の多くは少なくとも5年以上同一の工場に雇用されていることが明らかになった。1982年にはタルボのポワシー工場でのモロッコ人外国人労働者4,400人中勤続5年以内の労働者はたった1人であった。モロッコ人労働者の約3,200人は、10年あるいはそれ以上の勤続記録をもっていた (Croissandeau, 1984: 8-9)。

フランス自動車組立工場におけるエスニック階層別の労働者分布が生まれたことが工場労働の不安定化の原因となっていた。経営者のなかには、外国人労働者とフランス人労働者を分割統治する戦略を採用する者がいたが、それは1970年代と1980年代の自らの威信をかけた外国人労働者による労使紛争のきっかけとなって、最終的には経営者に跳ね返ってきた。自動車工場における分割労働市場の形成が外国人労働者の結束を生みだし、長く続く労使紛争のカギとなる要因となったのである。似たような事態は、他の国でもみることが可能である (オーストラリアの事例については Lever-Tracey and Quinlan, 1988 を参照)。

外国人労働者はしばしば、国籍や工場単位で組織的に組合運動に加わることや、組織的な投票をするようになった。所属する労働組合が外国人にとって関心の強い争点に対してどのような対応をするかによって、外国人の投票はその投票パターンを大きく変える傾向が強い。フランスの労働組合との関係が不安定なのは、工場別に組合組織をフランス人組合とは別に作る事が可能だったからである。外国人労働者は国籍別あるいは宗教別に工場で組織の結束を強めることが多い。1980年代までに、ムスリムの労働者の結束が強まった。それはムスリムのために礼拝室を設置することを求めていたにすぎなかったが、後には大きな力に育っていった。ときには、故国で革命を進める地下組織の影響のもとに、労働組合内に外国人労働者組織が生まれることもあった。

1980年代には、自動車組立工場で外国人労働者の結束と帰属意識が著しく高まったが、それは同じエスニシティ、宗教を背景とする人々が、工場のひとつの組立ラインや肉体労働者のグループに沿って結束することができたことに原因がある。ルノーのビヤンクール工場では非熟練労働あるいは低技能労働に就く多くの外国人労働者が集中しているが、そ

これは自動車工場の外国人雇用パターンの典型である。外国人労働者には専門職への昇進の希望はほとんどなく、不満が高まりつつあった。外国人労働者の間の不満と仕事にまつわる困難な状況は、外国人労働者の欠勤を増加させるとともに規律を緩めたので、怠惰な慣行が蔓延し始めた (Willard, 1984)。経営者はかつて外国人労働者の勤勉さと規律の良さを称揚したものの、いまや生産労働や品質管理の面で不平をいうことの多くなった外国人労働者を雇用したことを、はっきりと悔やむようになった。そうなったのは、1970年代に工場に蔓延した外国人労働者によるストライキの波が生じたからである。そのストライキの波は1980年代にその基盤が取り除かれるまで続いたのである。

自動車工場のストライキはフランス自動車産業の再編を急がせることになった。プジョーとルノー (1970年代に、プジョーはシトロエンとクライスラー・ヨーロッパを傘下に収めている) の2つの自動車会社は、産業ロボットを導入して自動車生産を合理化するとの計画を発表した。フランス自動車産業の労使紛争は1990年代初頭までときどき発生していたが、1973-1983年のときのような紛争に匹敵する労使紛争は発生しなかった。建設産業では労働組合が弱いこともあり、依然として外国人不法就労者の雇用が続いていただけでなく、下請労働、小規模零細企業が多いことから自動車産業にみられたような労使紛争は経験しなかった。しかし、フランスのこの2つの産業でみられたような経済再編の動きは、移民労働者に異常なほど影響し、後の移民労働の政治的問題化に大きな影響を与えた。

しかしながら、その他のフランスの産業では、1973-1993年の間に外国人労働者雇用は増加していたのである。これはサービス産業やアパレル産業ではとくに顕著であった。その他の国々でも、このように矛盾する動きに似たことを目撃することができる。移民労働者は、景気後退期や産業再編期に衰退する産業において解雇されることがとくに多いが、そうでない場合には、むしろ増加しているのである。

1980年代に生じた労働過程における技術的、地理的再編過程は移民労働者に劇的な影響を与えた。解雇されたモロッコ系自動車産業労働者の運命は、先進民主主義国家の多くが直面した一群の重大な問題の萌芽にすぎなかった。1980年代の初期においても、パリ地域の自動車工場の組立最終工程であるペイント作業は、外国人労働者の仕事であり、その多くはモロッコ系移民労働者が担っていた。フランス在住のモロッコ系外国人労働者の4分の1は自動車工場に雇われていた。モロッコ系外国人労働者は、仕事をしたがっていただけでなく、雇用ネットワークも出来上がっていたし、肉体的にもふさわしく勤勉だとの評判も高かったのである。しかし、1990年頃までには、ペイント作業グループの仕事のほとんどは産業ロボットに置き換えられた。多くのモロッコ系労働者は失業者となったが、彼らの教育レベルは低いため、より高い教育レベルを要求するような新しい仕事に就職することは期待できなかった。彼らに残された希望は、別の低技能労働で肉体労働の仕事を見つけることだけだったが、その仕事も消えてしまっているのである。

1980年代中頃までに、西ヨーロッパで行われた経済の構造改革は、外国人労働者の失業率を危険なほどに高めることになった。そして労働市場の逼迫により失業した外国人労働

者は、別の厄介な問題に取り囲まれるようになった。それは、移民第 2 世代の学校における成績が異常に低く、また早期に退学してしまい、より良い仕事に就くために必要な教育歴や技能資格をもたずに労働市場に飛び込む傾向が高いということである (Castles, Booth and Wallace, 1984: chapter 6)。最悪のシナリオは、モロッコ系労働者の子供たちが、早期に学校から離れ、闇経済で仕事をみつけなくてはならなくなるというものである。アメリカでは、何代にもわたり特定のエスニック集団の多くが失業し、失業が教育不足を生み、それが社会・経済的差別を生み、さらに居住問題を生じさせてゲットーでの生活が長期化するという悪循環が生まれていた。このようなアメリカ型ゲットー症候群にとりつかれるのではないかという不安が、フランスでも強まっている。

フランスは、もっとも社会的に脆弱な人々に機会の平等を十分享受させるための戦いをしかねなければならない段階に達している。移民とその子孫たちは、社会的な危機に直面している人口の多くを占めている。これが不法移民を削減したいという政策的努力の背景にある。もっとも労働市場において不法就労者と競合し不利益を被るのは、すでにフランスに在住している社会的弱者たちだということに多くの人々は気がつかねばならない。

【参考文献】

- Croissandeau (1984) 'La formation alternative au chômage?' *Le Monde de l'Education*, February.
- Castles, S., with Booth, H. and Wallace, T. (1984) *Here for Good: Western Europe's New Ethnic Minorities* (London: Pluto Press).
- Lever-Tracey, C. and Quinlan, M. (1988) *A Divided Working Class* (London and New York: Routledge and Kegan Paul).
- Miller, M. J. (1984) 'Industrial policy and the rights of labor: the case of foreign workers in the French automobile assembly industry'. *Michigan Yearbook of International Legal Studies*, vol. vi.
- OECD (1992) *Trends in International Migration* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development).
- OECD (1994) *Trends in International Migration: Annual Report 1993* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development).
- Phizacklea, A. (1990) *Unpacking the Fashion Industry: Gender Racism and Class in Production* (London: Routledge).
- Willard, J. C. (1984) 'Conditions d'emploi et salaires de la main d'œuvre étrangère'. *Economie et Statistiques*.

ケース 11.2 カナダのマイノリティ

カナダは、計画的な自主的移民の大量受入を行っているだけでなく、難民の受入にも開放的な姿勢を歴史的に維持してきた。カナダは高度な多文化社会であり、1970年代より多文化主義政策導入面での先駆者であった。今日でも、移民と多文化主義に関する公の論争が依然として続いている。以下のカナダの記述は、それに続く国別記述同様に、『国際移民の時代〔第3版〕』の本文として使用されたものである。

カナダの海外出生者人口の割合は、オーストラリアに続いて第2位である。つまり2001年の全人口(2,960万人)の18.4%を占めている。1990年代に来住した移民のほぼ3分の1は、トロント、モントリオール、ヴァンクーヴァーの3つの都市に集住している。トロントは人口の44%が海外出生者によって占められている世界でもっとも多文化な都市である。ヴァンクーヴァーが38%でトロントに続いている(世界ではマイアミが40%であり、シドニーは31%である)。1961年以前は、移民の91%はヨーロッパから来住した人々であった。しかし、1991年から2001年の移民の出身地は58%が(中東を含む)アジアからであった。残りの11%はカリブ海諸国と南アメリカであり、8%がアフリカであった。そしてヨーロッパからの移民は20%になり、アメリカからは3%であった。

カナダには200カ国以上からの人々が寄り集まっている。2001年の国勢調査では、エスニック別に出身地を答えるようになっていたが、人口の38%にあたる1,130万人は、複数のエスニックの異なる祖先をもつと回答している。これは人種やエスニックの混淆や民族を超えた結婚が増加している現状を反映している。多くの人々が単純にカナダ人であると回答する傾向も強まっている。

カナダのエスニック別人口集団上位10カ国

(単位:百万人)

カナダ人	11.7	ドイツ人	2.7
英国人	6.0	イタリア人	1.3
フランス人	4.7	中国人	1.1
スコットランド人	4.2	ウクライナ人	1.1
アイルランド人	3.8	北アメリカ・インディアン	1.0

注) 各々のエスニックな祖先についての回答は、ひとつの祖先を回答した場合と、他の祖先についても同時に回答した場合がある。

カナダでは、先住民族以外のエスニック集団で「コーカソイド系白人人種以外の人々」のことを「ヴィジブル・マイノリティ (visible minorities)」と呼ぶことが多い。2001年の国勢調査では、400万人(全国民の13%)、が自らをヴィジブル・マイノリティであると

定している（1981年の時点では5%にすぎなかった）。中国系と南アジア系はそれぞれ100万人、そして66万2,000人の黒人がいる。その他政府が認定したヴィジヴル・マイノリティには、フィリピン系、アラブ系、南アメリカ系、東南アジア系、韓国系と日系がおり、合計で120万人である。政府がヴィジヴル・マイノリティに注目しているのは、カナダで先住民と非白人系国民への人種主義にもとづく差別が強まっているからである。

カナダの歴史は、英国系とフランス系国民の間のヘゲモニー争いの歴史であった。1945年以降ケベックのフランス系国民の間でカナダからの分離を求める動きが強くなったが、そのせいで言語や文化をめぐるさまざまな領域で対立が強まった。この結果、カナダ政府は州政府への権限移譲と、2言語主義と2文化主義を採用することになった。1995年には、ケベックの独立をめぐる国民投票が行われたが、不成功に終わった。フランス人中心の新しい国のなかでは、さらに周辺化されるのではないかと恐れたファースト・ネーションである先住民と、非フランス系の移民が反対したことが影響している。ファースト・ネーションによる土地権や社会的地位をめぐる紛争は公の場で論争を引き起こしている。イヌイットの人々による土地権回復運動は「ヌナウト（Nunavut）」準州の創設により解決したが、同準州はカナダの北極圏領土を中心に、全領土の5分の1に相当する広さをもっている。

カナダは多文化主義を導入した先駆的な国である。1971年にカナダ政府は多文化主義をカナダの公式な政策のひとつであることを宣言し、多文化主義大臣を任命した。多文化主義には2つの目的がある。エスニック言語の維持と差別との戦いである。1982年、すべての国民の平等と多文化主義についての記述を含んだ「権利と自由に関するカナダ憲章」が定められている。1986年に定められた雇用平等法は、すべての連邦政府の監督下にある企業経営者に対して、従業員のうち、女性、ヴィジヴル・マイノリティ、先住民や障害者などの社会的マイノリティの雇用上の地位を注意深く監視することを求めている。1988年には多文化主義法が定められ、多文化主義がカナダの中核的要素であることが確認されている。

1980年代より多文化主義に関する国民の意見は両義的なものになりつつある。1993年に連邦政府は、「多文化問題省」を新しい「カナダ文化遺産省」に併合した。その際に強調されたことは、カナダ・シティズンシップであり、多文化な都市社会での共生と統合であった。にもかかわらず、同省はカナダ人の文化的背景を守ることを目的にしているのである。さらに、反人種差別と文化的に多様なカナダ人の社会参加への障壁を打破するために制度変化を進めることに強調点がおかれている。このことは驚くべきことではない。それは、今後とも移民を通して人口は増加するだろうし、2017年までに人口の5分の1はヴィジヴル・マイノリティに属す人々によって構成されるようになると推計されているからである。

【参照文献】

Breton, R., Isajiw, W. W., Kalbach, W. E. and Reitz, J. G. (1990) *Ethnic Identity and*

- Equality* (Toronto: University of Toronto Press).
- Canadian Heritage (2007) *Annual Report on the Operation of the Canadian Multiculturalism Act 2005-6* (Quebec: Multiculturalism National Office).
<http://www.canadianheritage.gc.ca/>.
- OECD (1994) *Trends in International Migration: Annual Report 1993* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development), 215.
- OECD (2006) *International Migration Outlook: Annual Report 2006* (Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development), 264.
- Statistics Canada (2003) 'Update on cultural diversity' in Canada, S. (ed.) *Canadian Social Trends*, (Ottawa: Statistics Canada).
- Statistics Canada (2007) *Immigration and Citizenship: Highlight Tables, 2001 Census*. (Ottawa: Statistics Canada).
<http://www.census2006.ca/english/census01/>, accessed 3 August, 2007.
- Stasiulis, D. K. (1988) 'The symbolic mosaic reaffirmed: multiculturalism policy' in K. A. Graham (ed.), *How Ottawa Spends, 1988/89* (Ottawa: Carleton University Press).
- Stasiulis, D. and Jhappan, R. (1995) 'The fractious politics of a settler society: Canada' in Stasiulis, D. and Yuval-Davis, N. (eds.) *Unsettling Settler Societies*, (London: Sage).

ケース 11.3 オランダのマイノリティ

1980年代の初めに、オランダ政府は「マイノリティ政策 (minorities policy)」を正式に採用しているが、それは多くの点でカナダやオーストラリアの多文化主義に似ていた。後にこの政策は、一部の移民集団の社会・経済的並びに文化的統合の妨げになったと公然と批判されるようになる。導入当初より、移民とエスニックな多様性は熱い政治論争の焦点になっていたこともあり、その当時の対応とかなり大きな違いをみせる政策的対応が、政府によって採用され始めている。

2005年にオランダには170万人の海外出生者が住んでおり、それは全人口の10.6%に相当していた。出身国の上位5カ国は、トルコ、スリナム、モロッコ、インドネシアそしてドイツであった（『国際移民の時代〔第4版〕』335頁参照）。2005年の外国人居住者人口は、69万1,000人であった（全人口の4.2%に相当する）。2つの数値が異なるのは、移民が国籍を取得して市民になることが多いことを示している。2005年までに100万人以上の市民が二重国籍をもっていたと見積もられているが、その半数近い人々はトルコ国籍やモロッコ国籍を同時にもっていた。

1970年代に、エスニック集団は、オランダの大都市に集中し（アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒトなど）、特定の近隣に集住して目立つ存在となっていた。モロッコ人、トルコ人、スリナム人とアンティル諸島人の労働者は、1980年代の経済構造の再編によるさまざまな不利益を被るようになり、失業率が20-40%に達する外国人集団も登場した。後に失業率は低下したものの、2004年の時点での非ヨーロッパ系外国人労働者の失業率は、なおオランダ国民の平均の3倍であった（Statistics Netherlands, 2005）。

1980年代のオランダは、労働現場や公共の場所における人種差別を禁止する法を制定していた。自治体選挙への参政権も外国人市民に与えられた。1983年のマイノリティ政策は基本的に多文化主義の原理の上に成り立っており、移民集団を集団として社会に統合すると同時に、文化的アイデンティティを維持するための社会政策の必要性を強調するものであった。地中海沿岸諸国からの労働者とその家族、スリナム人やアンティル諸島人、モロッコ人、難民（庇護希望者ではなく）、ジプシーやキャラバン住民をも対象とするものであった。

しかし、マイノリティ政策は失業や教育達成度の低さ、社会的不利益を改善するうえで役割を果たさなかったとして批判されるようになった。1994年には、新しい統合政策が導入された。同法には2つの要素が含まれていた。新来移民への支援政策としてオランダ語教育や社会教育、職業教育訓練を施すことに加えて、移民個々の教育への参加と労働への市場参加を確実にするための、個人行動の自己管理を支援することであった。統合政策は、マイノリティの若者の教育と労働市場における地位の向上、住民の居住分離ではなく、共生を促進することを目的としていた。

ケース 11.3 オランダのマイノリティ

しかし、近年では移民に対する態度や政策に大きな変化がみられるようになってきた。最初の第1歩は、1998年の「新移民の市民への統合法」が定められたことにあり、同法は移民の統合コースへの参加を強制するものであった。しかし当時は、反移民政策を掲げるピム・フォルトウィン [とその支持者の党 (PFL)] が国民の大きな支持を受け始めたことに大きな衝撃を感じる観察者は少なくなかったが、そのフォルトウィン党首が2002年 [の総選挙中] に暗殺されたこともあり、PFLは第2党に躍進し、パートナー政党として連立政権を組むまでになっただけでなく、移民大臣のポジションを確保したのである。しかしながら、2003年にはPFLは内紛を起こして分裂し支持を失うとともに議席も失った。キリスト教民主主義系の政党と社会民主主義系の政党の連立政権が復活したが、移民政策変更の公約は引き継がれた。

新しい移民政策は制限的なものであり、とくに家族呼び寄せ移民を制限していたため、移民の流入は減少した。2005年の移民受入数は6万3,000人だったが、1988年以来の最低数値であった。そして政府は、庇護申請を却下された者を強制送還すると宣言した。これによりオランダの歴史的な異文化に対する寛容性は、「移民は統合される義務がある」とか、「移民によりオランダ社会は危機にある」などの非難に置き換わった。批判の対象は主にムスリム系のマイノリティたちであった。2004年には、映画監督テオ・ファン・ゴッホ (Van Gogh, Theo) が家庭内暴力に苦しむムスリム女性の経験を映画にしたことで、ムスリムのモロッコ系オランダ人により暗殺されたことは、さらに事態を悪化させることになった。

2006年に政府はオランダ語とオランダ社会についての移民の習熟度を確かめるために、入国前に移民希望者に「市民統合試験 (civic integration examination)」を課すための法律を導入している。2007年1月より施行された新統合法は、新たな市民統合試験を導入し、移民が無期限の永住許可を得るために受験しなければならないとした。統合試験を受験するための予習授業コースは民間の手に委ねられ、移民は自費で予習コースを受けなければならなくなった。さらにオランダのシティズンシップを獲得した者は、強制的な帰化証授与式に出席しなければならなくなったのである。

オランダは、1980年代の多文化主義政策から新しい形態の強制的同化主義政策に移行しつつあるように見える。オランダのこの性急な変化は、ヨーロッパ全体の移民政策とマイノリティ政策が大きな危機を迎えたことを示す、先駆的な事例だと多くの人々がみなしている。

【参考文献】

- CBS (2006) *Over one million Dutch citizens have dual nationality*. (Voorburg/ Heerlen: Statistics Netherlands) <http://www.cbs.nl/>. accessed 20 April, 2007.
- Entzinger, H. B. (1985) 'The Netherlands' in Hammar, T. (ed.) *European Immigration Policy: a Comparative Study* (Cambridge: Cambridge University Press).

- Entzinger, H. (2003) 'The rise and fall of multiculturalism: the case of the Netherlands' in Joppke C. and Morawaska, E. (eds.) *Towards Assimilation and Citizenship: Immigration in Liberal Nation-States* (Basingstoke: Palgrave-Macmillan).
- EUMAP (2007) *The Netherlands: Executive Summary* (Vienna: EU Monitoring and Advocacy Program). <http://www.eumap.org/>.
- Muus, P. J. (1991) *Migration Minorities and Policy in the Netherlands: Recent Trends and Developments—Report for SOPEMI* (Amsterdam: University of Amsterdam Department of Human Geography).
- Muus, P. J. (1995) *Migration Immigrants and Policy in the Netherlands—Report for SOPEMI 1995* (Amsterdam: Centre for Migration Research CEMIO).
- OECD (2007) *International Migration Outlook: Annual Report 2007* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development).
- Statistics Netherlands (2005) *Unemployment growth rate among foreigners slowing down* (Voorburg/Heerlen: Statistic Netherlands) <http://www.cbs.nl/>, accessed 19 April, 2007.
- Vasta, E. (2007) 'From ethnic minorities to ethnic majority policy: multiculturalism and the shift to assimilationism in the Netherlands'. *Ethnic and Racial Studies*, 30:5, 713-40.

ケース 11.4 スウェーデンのマイノリティ

大量の移民受入がスウェーデンの社会・経済変動の大きな要因となっている。強い福祉国家はスウェーデンへの移民を経済と社会に受容するために大きな役割を果たしてきた。しかし、大量移民受入の社会的帰結はしばしば予想とは違っていた。今日ではこれまでの対応に対して反省を望む力が強まり、スウェーデンの移民政策に大きな変化が生まれ始めている。

1945年までスウェーデンは、サーミやラップ（合計で1万人ほどの人口をもつ）などの少数の先住民が住んでいるとはいえ、かなり同質的な社会を保つ国家であった。1945年から1972年まで、労働移民の受入が促進された。その後引き続いて、家族呼び寄せ移民や難民が受け入れられていた。2005年には、スウェーデンの海外出生者人口は110万人に達し、全人口900万人の12.4%を占めるようになっていた（『国際移民の時代〔第4版〕』335頁参照）。外国人の4分の1は他のスカンジナビア諸国からの人々だったが、その他は旧ユーゴスラヴィア、中東、アジア、南アメリカからの人々であった。海外出生者人口の約半分弱の50万人は外国籍のまま滞在している人々であったが、60万人は、スウェーデンのシティズンシップを取得していた。両親が移民であるスウェーデン生まれの国民は33万8,000人である。総計で150万人（人口全体の16%）が移民とその子孫たちである。

スウェーデンの移民への対応は、他のヨーロッパ諸国とは異なっていた。移民を含めて完全雇用を達成し、社会民主主義モデルにもとづく強い福祉国家を維持することを目標に掲げていたのである。家族呼び寄せとシティズンシップ取得が割合簡単であったのは、長期的な観点から社会統合を達成しようとしていたからである。帰化のための待機期間はスカンジナビア諸国からの移民は2年であり、その他の国民は5年であった。スウェーデン生まれの外国人の子供たちは、申請した段階で帰化が認められた。

1975年に、スウェーデン議会は移民政策を策定したが、それは平等（スウェーデン人と同じ生活水準で暮らすことができること）と選択の自由（移民は伝統文化にもとづくアイデンティティを維持するか、あるいはスウェーデン人と同じアイデンティティを獲得するかを自由に選択できる）を組み合わせた目標をもっていた。そのために、スウェーデン語教育コース、翻訳と通訳サービス、多言語による情報伝達、移民団体への援助と特別相談制度の充実なども盛り込まれていた。移民の子供たちは小学校に入学する前に保育園・幼稚園あるいは小学校でさまざまな情報提供を母語で受けることができた。1975年からは、外国人でも地方自治体の選挙に参加することが可能になった。国政選挙にも参加することが予定されていたが、そのためには憲法を変える必要があり、議会の半数以上の支持を得なければならなかったが、それは不可能だった。1986年には人種差別禁止法が導入され、2003年に改正されている。

このような手厚い受容のための政策が導入されたにもかかわらず、移民の社会・経済的

周辺化を避けることはできなかった。非スカンジナビア系移民は主に製造業やサービス産業の肉体労働についていた。移民にとっては、公務員あるいは民間企業のホワイトカラー労働者になるのは難しかった。公営住宅への入居は比較的簡単ではあったが、しばしば特定移民集団の集住を引き起こすことにもなった。集住化により文化や言語の維持は可能になったが、同時にスウェーデン国民から孤立することにもなったのである。ある都市市街の一区画の人口の 75%が、特定の非ヨーロッパ系のエスニック集団によって占められることも生じており、ヨーロッパでは最高の民族密集地域ができている。

スウェーデンが 1990 年代の初頭に景気後退や金融危機に見舞われたとき、経済の構造改革が進められ、移民が就いている仕事の多くが消失することになった。1993 年には全体の失業率は 8%であったが、外国人のそれは 21%にも達し、とくに非ヨーロッパ系移民の失業率は 37%に達していた。経済の回復と同時に失業率も増加することになった。2005 年になっても外国人の失業率は 18.5%であり、外国人女性の失業率は 14.2%であったが、それはスウェーデン人女性労働者の 2 倍の数字であった。外国人は高い失業率を前にして、仕事に就くことをあきらめることになり、その結果、スウェーデンの労働力率は低下した。就労意欲をなくした人々は、社会福祉への依存を強めるか、拡大するインフォーマル・セクターで働くか、零細な小売業を始めるかしかなかった。

経済改革と国民の移民問題への関心の高まりの時期が重なっていた。とくに庇護希望者の入国が増加したことは、極右集団の反移民キャンペーンに火をつけることになった。人種暴力が拡大し、難民収容センターへの放火や爆弾攻撃が増加した。政府は、庇護希望者の入国を阻止するための手立てを考案しなければならなくなった。1992 年の庇護希望者の流れは旧ユーゴスラヴィアから増大し、最大 8 万 4,000 人にもなったが、1992 年には 1 万 1,200 人に減少した。暴力的な過激団体への支持も低下したが、スウェーデン国民は多文化主義政策に対して懐疑的になっていた。

1997 年にスウェーデン議会では、「スウェーデンの未来と多様性」に関する議案が議論されていた。その議案では、これまでの移民政策は経済的不平等を拡大し、移民コミュニティの孤立化を生じさせただけでなく、新しい社会問題も生みだしたと論じられていた。1998 年には、スウェーデン統合評議会が創設された。新しい政策では文化維持よりも機会の平等と移民の社会への統合が強調された。また「都市政策」が導入され、エスニック集住地区を減らし、都市における平等な生活条件を達成することが目標に掲げられた。しかし、2006 年に誕生した中道右派政権は統合評議会を廃止しただけでなく、移民にとり重要な社会サービスも廃止、または削減したのである。と同時に政府は、新しい政策を導入し、移民の職場への統合を促進し、そのために差別撲滅への戦いを目標に掲げたのである。

【参照文献】

Ålund, A. and Schierup, C.-U. (1991) *Paradoxes of Multiculturalism: Essays on Swedish Society* (Aldershot: Avebury).

- Hammar, T. (1985) 'Sweden' in Hammar, T. (ed.) *European Immigration Policy: a Comparative Study* (Cambridge: Cambridge University Press) pp.17-49.
- OECD (2007) *International Migration Outlook: Annual Report 2007* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development).
- Regerungskansliet (2007) *Integration and diversity* (Stockholm: Government Offices of Sweden) <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2188/a/19443>, accessed 20 April, 2007.
- SCB (2006a) *Migration 2005*. (Stockholm: Statistics Sweden) http://www.scb.se/templates/Publikation_162450.asp, accessed 28 February, 2007.
- SCB (2006b) *Summary of population statistics 1960-2005*. (Stockholm: Statistics Sweden).
- Schierup, C.-U., Hansen, P. and Castles, S. (2006) *Migration, Citizenship and the European Welfare State: A European Dilemma* (Oxford: Oxford University Press), chapter 8.
- Westin, C. (2000) *Settlement and Integration Policies towards Immigrants and their Descendants in Sweden*, International Migration Papers 34. (Geneva: International Labour Office).

ケース 12.1 スイス・イタリア 2 国間労働協定と 1964 年の改定

2 国間労働協定は、たいてい優勢な国と劣勢な国という支配・従属関係にあるパートナー国家同士の間で結ばれ、労働者を送り出す国が従属的であり、移民受入国に対しての影響力は小さい。ここで検討されるケースは、一方でイタリア人移民労働者とその家族に大きな利益をもたらし、他方で、スイスには、政治的にも社会的にも永続的な変化を与えることになったものである。2 国間協定の改定は、スイスを移民国家へと変貌させることになったが、第二次世界大戦後にイタリア人移民労働者受入を再開し始めたころにはまったく予想すらできなかったものである。

第二次世界大戦後、スイスは大量の外国人季節労働者を主にイタリアから再び受け入れることにした。季節労働者は、毎年帰国する義務が課せられていたが、許可証は毎年更新することができたので、多くの労働者はスイスに戻ってきていた。しかし、スイス在住イタリア人の宗教団体や労働組合、イタリア共産党 (PCI) やローマ・カトリック教会と関係をもつ各組織のみならずイタリア政府も、スイスでのイタリア人季節労働者の扱いが問題であるとして批判を開始した。大きな問題になったのは、季節労働者がスイスにいる間、自分の家族と離れている期間が長いということであった。実際はどうかというと、家族はスイスで労働者に面会できる権利はあったが、会いに行った家族が不法滞在する傾向が強まっていたのである。そして、イタリア人季節労働者の子供たちの教育がとくに問題となっていた。

イタリア政府は、スイスへのイタリア人季節労働者の入出国・労働条件を規制する 1948 年に締結された 2 国間協定の見直し交渉を要請し始めた。この動きを生みだすうえで、スイスのイタリア共産党の友好組織やその傘下の労働組合やカトリック教会が大きな役割を果たした。イタリア政府は、この結果、海外在住者のイタリア内政への参加と代表を可能にするための制度変更を行ったが、これは、多くの国に海外在住国民を抱える国々ではよくみられることである。

多くの移民の故国は交渉において不利な立場に立つことが多いが、イタリアはその点で異なっていた。イタリアは当時の EC 加盟国であるという点で交渉には有利な立場にいた。イタリアは EC 創設当時よりのメンバーであり、スイスはそうでないという点を利用して、イタリア政府は 1948 年の 2 国間協定改定のための秘密交渉にこぎつけることができた。1964 年に公表された新しい協定は、5 年連続で季節労働に従事したイタリア人労働者は、スイス政府から通年労働が可能な労働許可証をもらえる資格を獲得できるようにするとともに、直近の家族メンバーと一緒に滞在できるようにしたのである。この条項が発表されると、スイスの保守的な人々は驚き、スイスは移民国家になってしまうと不平を漏らし始めた。そして、実際そうだったのである。この結果、スイスではメディアに派手に取り上げられた、スイスへの合法移民者数の上限規制の導入や、移民の削減を問う一連の国民投

ケース 12.1 スイス・イタリア 2 国間労働協定と 1964 年の改定

票が 1970 年代に行われるようになった。これらの国民投票は成立しなかったが、政府は外国人労働者の雇用の削減に動いた。この国民投票にまつわる政治は、1980 年代の他のヨーロッパにみられた移民排斥の政治の先駆けとして位置づけることが可能だが、その後もこれは、スイス政治の中心的争点となっているため、世界に対するスイスのイメージを大きく変容させることになった。

ケース 12.2 ヨーロッパ在住アルジェリア人とその同胞友好団体 1962-1992 年

脱冷戦時代は、海外在住国民と故国との関係を維持・強化しようとする移民送出国の政府の活動が盛んになった時期だと特色づけることができる。アルジェリアは独立後、海外同胞への呼び掛けを通して関係を維持しようとしていた。

おそらく、1962 年から 1990 年にかけてアルジェリア政府が、海外の同胞国民に対して行った政治プロジェクトがそのよい事例であろう。アルジェリアは 8 年にわたる闘争のなかで 100 万人ほどの犠牲者をだした後、ようやくフランスから独立を勝ち取ることができた。対フランス独立闘争の時代に、アルジェリアの革命政党であった「民族解放戦線 (National Liberation Front)」は、フランスの大都市部に多数の同胞を党員とする党支部組織網を築いていた。停戦後、フランスの民族解放戦線はフランス在住アルジェリア人同胞のための友好団体 (Amicale des Algériens en France: AAE) に変化した。

AAE のトップには通常、アルジェリア議会の与党である民族解放戦線の議員かアルジェリア政府の要職にある者が就任している。AAE は、フランスでは外務省に準じた役割を担っていた。AAE は、フランス在住のアルジェリア人でアルジェリアの内政や、フランスの内政に関心をもつ人々の団体を代表していた。パレスチナ人組織と関係をもつ革命的共産党組織であり、1973 年には、フランス人によるアルジェリア人や北アフリカからの移民への攻撃に反対するアルジェリア人移民労働者による大きな抗議行動を組織した非合法アラブ人労働者運動 (MAW) のような対抗組織は存在していたが、1960 年代と 1970 年代を通して、AAE は、フランスのアルジェリア人の代表という地位を独占していた (Miller, 1981: 89-104)。AAE は、外国人に団体を自由に結成する権利を与えようとする 1981 年のフランス政府の決定に反対した (Weil, 1991: 99-114)。1981 年以前は、外国人が団体を結成する際にはフランス政府の許可が必要であったが、それは、反アルジェリア政府活動をしようとする団体を非合法化するものだと批判されていたのである。1981 年の政府決定は、AAE のアルジェリア人の代表という地位の独占を切り崩すことになったため、アルジェリア政府反対運動が急増した。

アルジェリア政府がとくに注目したのは、なかでもフランスで表立った活動をしているものの、アルジェリアにはほとんど活動基盤がないイスラム原理主義者の団体である、「イスラーム救国戦線 (Islamic Salvation Front)」の活動能力であった。このような関心は、他のイスラムの居住地域にあるトルコやチュニジアのような非イスラーム政府も共有していた。フランスにおけるアルジェリア政府反対運動に示された不満の存在が、前提となつて 1991 年 12 月アルジェリア総選挙において、イスラーム原理主義者の政党が勝利したと考えられている。しかし、多くのアルジェリア国民は、イスラーム防衛戦線に投票したとはいえ、イスラーム教にもとづく共和国を望んだからというよりは、それまでの民族解放戦線の政治が権威主義的であるだけでなく腐敗していたために、同政府に対する抵抗票を

ケース 12. 2 ヨーロッパ在住アルジェリア人とその同胞友好団体 1962-1992 年

投じたにすぎないというのが実態であろう。フランス政府の外国人団体の結成に関する政策が、アルジェリアに思わぬ影響を与えたという本事例は、移民労働者がいかに両国の政治に緊密につながっているかということを示すものである。

【参照文献】

Miller, M. J. (1981) *Foreign Workers in Western Europe: An Emerging Political Force* (New York: Praeger).

Weil, P. (1991) *La France et ses Étrangers* (Paris: Calmann-Levy).

ケース 12.3 ファデラ・アマラと移民女性の生活改善運動

国際移民とその子孫たちの参加あるいは代表形態はさまざまな形をとる。ファデラ・アマラ (Fadela Amara) が進めた運動は、2005 年と 2007 年の暴動を引き起こした移民系の若者が多く住むバンリュウでの女性への暴力と、女性への支配をなくし女性の生活を改善しようとするものであった。

フランスの多くの移民と移民系の人々は、かつて都市計画のもとにつくられたものの、現在では数々の社会的病理現象に取り憑かれ、荒れ果てた郊外の住宅に住んでいる。さらに加えて、大きな問題となったのは、このような環境下で若い男性が、同年代の女性に対して暴力を振るう事件が増加していることである。集団による輪姦、自宅軟禁、強制帰還、強制結婚、処女の強制、家族の威信を傷つけ恥をかかせたとみられる若い女性の殺人など恐ろしい事件が 1990 年代に増加したのである。使命感に燃えた 1 人の女性による、郊外の移民系コミュニティにおける社会変化を起こそうとする活動が、多くの移民女性の生活を向上させることになった。

ファデラ・アマラはアルジェリア移民でムスリム系の両親のもとに生まれ、90%の住民がアルジェリア移民で構成される郊外で育ったが、同時に都市計画によりできた郊外が荒廃し、第 3 世代の人々に悪影響を与える様子をみてきた。2002 年 10 月、移民の集まるゲットーに住む、当時 18 歳だったムスリム女性ソアーナ・ベンジアーナ (Sohane Benziane) が、地元のギャングに焼き殺されるという事件が起きた。この事件はフランスのメディアによって全国に伝えられ多くの人々の注目を浴びたが、アマラのような行動的な移民系女性たちは移民たちのゲットーでコミュニティ・グループをすぐに形成して対応しようとした。彼女らが発見したのは以下のような事実だった。

……拡大する暴力、社会崩壊、ゲットー化の進展、偏狭な政治行動への後退、民族的・性的差別、伝統への執拗な回帰、処女神話への妄執、割礼や一夫多妻制の普及などがアフリカ系移民コミュニティに蔓延しているという事実であった (Amara 2006: 111)。

彼女らが採用したスローガンは「売女でもなく、忍従の女でもない (Ni Putes Ni Soumises)」*であったが、それは、女性の品性を貶めるような扱いはもはやできない、女性は戦う、ということを示すために採用された。アマラは緊急の行動計画を立て他の 7 名の女性とともに、「郊外女性の平等を求めゲットー化に抵抗するための行進」を組織して 2003 年 2 月 1 日より行進を開始し、フランス全国 23 カ所を回り、多くの共感者を生みだして行進は成功裏に終わった。彼女らの行く先々では女性参加の拡大と女性の結束が生みだされ、承認を受けたのであった。アマラたちが望んだのは、この行進に対して多くの移民系若者男性たちから共感を得ることだったが、多くの若者男性は喜んで受け入れた。行

ケース 12.3 ファデラ・アマラと移民女性の生活改善運動

進の参加者たちは、この男性たちの多くは、その社会環境の産物であり、そして彼らも援助を必要としている人々だということに気がついた。

国際婦人の日に合わせた最後の行進が、2003年3月8日にパリで行われたときは、3万人ほどの人が集まり、そのなかには老若男女、ムスリム、キリスト教徒、超党派の人々が参加していたので、行進は大いに成功したとあってよい。議会のメンバーや首相がアマラと面会した。そのとき、アマラは5つの政策を提示して国内の女性を救うよう要請した。

若い男性向けに、女性を敬うように教育するための指導要領を作成すること。若い女性避難者のためのシェルターを早急に設置すること。男性の暴力の犠牲者である女性を救うための特別収容センターを組織し、そのなかに警察署を配置すること。特別な近隣相談室を設置し、女性が駆け込んできたとき適切なアドヴァイスを受けられるようにする。こうしたプロジェクトで働く女性オーガナイザーを育成するために、「売女でもなく、忍従の女でもない」運動による教育プログラムを公刊する。

すべてのプログラムは、何らかの形で政府の政策に採用されたので女性の地位向上のためのプログラムは改善され、いまでは全国で「売女でもなく、忍従の女でもない」運動グループの人々が活躍している。

熱心なムスリムであるアマラは、宗教の重要性を確信しているが、同時に、好戦的な女性解放論者であるアマラは、女性の平等と安定した生活を達成するための手段は世俗的な社会においてのみ入手できるものだとも考えるようになった。しかし、フランス政府が採用した宗教シンボルの着用を公立学校で禁じる法律は、後に「スカーフ禁止法」として知られるようになったが、同法は世俗化を促進するものだったにもかかわらず、とくに排斥主義者により法律の施行対象とされ、否定的な烙印を押されたムスリム移民系住民の間に逆効果を生みだした。アマラの目には、フランスのすべての住民に経済機会を平等に与える政策のほうが、より寛容性を育てるために必要ではないかと映ったのである。

2007年に、中道右派に属すニコラ・サルコジ大統領は、アマラを閣外相の都市問題省担当大臣に任命した。他にも2人のアフリカ系ムスリム移民の女性も任命されており、これはフランスの増大する文化的多様性を反映した人事であるといえよう。2008年、アマラは、長い間待ち望まれていた計画策定にあたり重要な役割を果たすことになったが、それは2005年と2007年の全国的なフランスの暴動の原因となった諸問題の解決を目指すものであった。

【参照文献】

Amara, F., Zappi, S. and Harden Chenut, H. (2006) *Breaking the Silence: French Women's voices from the Ghetto* (Berkeley: University of California Press).

ケース 12.3 ファデラ・アマラと移民女性の生活改善運動

*訳注：アマラは第3次フィヨン内閣では閣僚に任命されていない。なお、Amara, Fadela (2004) *Ni Putes Ni Soumises* (Paris: La Decouverte Editions) は、日本語に訳されているので（ファドゥラ・アマラ『売女でもなく、忍従の女でもなく——混血のフランス共和国を求めて』堀田一陽訳、2006年、社会評論社）参照してほしい。

ケース 12.4 アメリカにおける外国人参政権

外国人参政権は 19 世紀には、移民の受容に際し重要な役割を担っていた。今日、アメリカには外国人参政権問題に関する議論を復活させて、その重要性を再確認すべきだとする学者もいるが、ほとんどの国で忘れられた問題となっている。

アメリカの初期の歴史においては、『国際移民の時代 [第 4 版]』の第 12 章が扱う諸問題はさまざまな意味で重要なものであった。1790 年までには、アメリカ議会は、自由な白人移民であれば、2 年の待機期間を過ぎれば帰化申請が可能になるという法律を定めていた。しかし、対抗する 2 つの政党はそれぞれ、移民は相手に有利な投票をするだろうと不安に思ったのか、帰化申請への待機期間を長くするとともに、危険な外国人の強制送還策を議会で認めたのである (Zolberg, 2006: 90-98)。しかし、アイルランド移民の支援のもとジェファソン主義者の政権が返り咲くと、アメリカ議会は、1802 年に白人男性外国人に対しては 5 年の帰化申請待機期間を定めたのである。そして、アメリカに 2 年間住んだ後、外国人はアメリカ市民になりたいと宣言することができるようになった。ただし、1824 年にアメリカ議会は帰化宣言とその宣言を受理し記録する日付を、帰化申請の 2 年前に変更している (Motomura, 2006: 116)。

帰化宣言は 1795 年から 1952 年まで、外国人がアメリカへ帰化するために必要な前提条件となっていた。外国人でありながら帰化宣言をしたものは、していない外国人に比べ特典が与えられていた。1776 年から 1926 年の間、少なくとも 40 の州や領土は、外国人への参政権を認め、州や連邦総選挙への参政権を与えていたのである。実際、1928 年の連邦総選挙が、外国人が投票できなかった最初の選挙となった (Andrès 2007: 68)。

アメリカ連邦制度では、連邦政府の介入による制限があるとはいえ、だれが投票できるのかを決めるのは州政府である。1848 年に新しく州になったウィスコンシン州の憲法は、アメリカへの帰化宣言を行った外国人に参政権を与えていた。ウィスコンシン州の政府は、こうすればより多くのヨーロッパ人移民を引き付けることができると考えたのである。1862 年の土地所有法 (ホームステッド法) のもと、州政府は帰化宣言をした外国人に土地支給を受ける権利を与えたのである (Motomura, 2006: 9)。帰化意思をもつ外国人は、一般的には、アメリカ市民と同様な特権と責任を与えられていたのである。

1920 年代まで、外国人による投票は珍しいことではなかった。しかし、19 世紀後半より高まりつつあった反移民感情と反外国人政治運動により、こうした外国人のもつ既得権益は削られ始めたのである。第一次世界大戦中のナショナリズムと排外主義の高まりによりアメリカにおける外国人投票は、ほんの少しの例外を残して廃止されていった。最近では、アメリカの学者の一部が外国人投票の復活を求めているが、それは、アメリカに何百万と住む外国人市民に参政権が与えられていないことによる不利益を、多少とも解消することを目的としている (Motomura, 2006)。

【参照文献】

Andrès, H. (2007) 'Le droit de vote des étrangers: Une utopia déjà réalisée sur cinq continents'. *Migrations Société*, 19: 114, 65-81.

Motomura, H. (2006) *Americans in Waiting* (Oxford: Oxford University Press).

Zolberg, A. (2006) *A Nation by Design* (Cambridge, MA and New York: Harvard University Press and Russell Sage Foundation).

ケース 12.5 2006 年アメリカ連邦議会中間選挙とラテンアメリカ人の投票行動

2000 年、2002 年そして 2004 年のアメリカ連邦議会選挙において、ジョージ・W. ブッシュ大統領候補や共和党議員候補が、ラテン系住民の票を民主党以上に獲得して勝利したことで、2006 年の総選挙でも共和党がラテン系住民の票を大きく獲得するのではないかとの予測が盛んにだされた。しかしながら、そうはならなかった。実際の結果は、ラテン系住民は今後とも民主党に大きく傾斜した投票をし続けるだろうというものであった。他の民主主義国家同様に、移民の投票行動が政治にどのような影響を与えるのかという問題は、今後の移民の影響についての研究のなかでも最重要なテーマとなるであろう。

2006 年の総選挙の際の投票所出口調査では、共和党の下院候補はラテン系投票者の 30% の支持しか得られなかったが、それは前回の 2002 年中間選挙より 8%低い数字であった。なお、共和党上院議員候補は 35%、また共和党の州知事候補は 37%の支持しか得ていない、と推計されている (Gimpel, 2007)。

共和党にとり厄介なのは、ラテンアメリカ系住民の地理的な分布は、民主党の強い地域に広がっており、共和党支持の強い州にはあまりいないということである。2006 年の中間選挙でラテン系住民の支持を前回同様に確保できたのは、南部の共和党支持州のみであった。近年、南部諸州ではラテン系住民が増加しているにもかかわらず、多くのラテン系移民は民主党支持の強い州に住む傾向が強く、新移民も既存の政治支持パターンに従って民主党支持に向かう傾向が強いのである。一度、新しい有権者が既存の政党支持パターンを身につけると、それは変更されることなく継続する傾向が高い。

アメリカの中間選挙の投票率は全般的には低調ではあるが、投票率がよく変動するという特色をもっている。共和党に対するラテン系住民の支持が減ったので、共和党が下院と上院における過半数を失ったということではない。つまり、ラテン系住民が連邦議会における移民政策論議が袋小路に入っているからといって共和党に罰を与えたということの意味しない。なぜならば、ラテン系住民の有権者の数は、激戦区の結果を左右するほど大きくはないからである。むしろ、アングロ系白人有権者の共和党への支持が減ったことが大きな原因である (Gimpel, 2007)。

政治再編モデルに反して、ラテン系住民は民主党を共和党の 2 倍の確率で支持することが明らかになった。民主党支持の強い選挙区では、ラテン系住民の 67%が民主党知事候補に投票しており、民主党上院候補には 70%、下院候補には 73%が投票している。なんといっても、2006 年の中間選挙では、ラテン系住民はやはり民主党を支持している、ということが追認されたのである。さらにいえば、ラテン系住民は、移民政策については曖昧な態度を維持し、移民がアメリカでもっとも重要な争点になっているとはみていないのである (Gimpel, 2007)。

【参照文献】

Gimpel, J. (2007) *Latino Voting in the 2006 Election: Realignment to the GOP Remains Distant*, (Washington, D.C.: Center for Immigration Studies).

ケース 12.6 アメリカの移民改革をめぐる政治対立

30 年以上もアメリカでは、移民改革をめぐる議論は袋小路に入っているが、それは、移民関連の政治が今後とも重要になっていく傾向を示唆するものであり、いままでと異なり現代が「移民の時代」であると特色づけることを可能にする。

21 世紀最初の 10 年を迎えるまでには、移民たちは移民政策によって大きな影響を受けるだけではなく、民主主義社会であるならば、移民たちには移民政策に大きな影響を、直接的にも間接的にも、与える能力があることはだれの目にも明らかになっている。アメリカの移民改革をめぐるさまざまな論争が、多くの人々の注目の的となってきたことは確かである。

1950 年代の初頭においてさえも、進歩的な連邦議員は不法就労者を雇用した雇用者に対する制裁措置を加えることに賛成していた。実際、メキシコ政府もアメリカにおける雇用者への制裁措置導入を支持していたが、それは主にアメリカ南西部諸州に農業労働者を供給することも目的として 1942 年から 1964 年の間に約 500 万人のメキシコ人短期滞在労働者をアメリカに送り続けたブラセロ・プログラムをより活用したいという意図が背景にあったからである。当時、テキサス州の農業経営者たちは、メキシコ市民をブラセロ・プログラムに依存せずに別のルートで調達していたので、メキシコ政府は抗議していたのである。1952 年には、上下両院は別々にではあるが、雇用者制裁措置法案を成立させた。そのため、両院協議会が開かれ「移民および国籍法 (INA)」が成立したのだが、その際に、後に大統領となるテキサス州上院議員リンドン・ジョンソンは、同法案にあった不法就労者を雇用した経営者への制裁措置に関する法文を書き替えて削除してしまったのである。これが「テキサス条項 (Texas Proviso)」として知られるようになったもので、その後のアメリカの移民政策や移民法の基礎となった。1986 年の「移民改革及び出入国管理法 (IRCA)」が成立するまで、この条項は効果をもっていたので不法就労者を雇用した経営者への法的制裁措置は存在しなかった (『国際移民の時代 [第 4 版]』、第 8 章参照)。

1970 年代になるまでには、不法移民の存在はアメリカ連邦政府の重要な関心事になっていた。ニクソン政権は、想定されうる諸問題について政府の対応を研究するために省庁横断的な検討グループを創設した。ジミー・カーター政権 (1977-81 年) は、省際タスクフォースを設置している。さらに、移民問題を研究し、アメリカ議会および大統領に勧告することを目的とした 2 つ目の連邦諮問委員会を設置している。連邦議会はその後移民および難民問題に関する特別調査委員会 (SCIRP) に調査を委任した。SCIRP は 1979 年に活動を開始し、1981 年に議会と新大統領レーガンに対して報告書を提出した。

SCIRP は、公聴会を数多く開催するとともに、専門家の議論を収集して、合法移民および非合法移民に関する今後の連邦政府の移民政策の基本方針に関する合意を形成することを目的に掲げていた。SCIRP が設置されたのは、議会における不法移民政策に関する論争

が袋小路に入ってしまったことと大いに関係があった。1970年代の不法就労者を雇用した経営者に対する制裁は、自分たちに不利な法律を止めるだけの力をもつ経営者団体のグループによる強い反対により、何度も議会で否決されていた (Tichenor, 2002: 3)。SCIRPは議会とレーガン大統領に対する報告書のなかで、偽造防止対策を施された雇用資格証を、合法、非合法を問わず、すべての移民労働者に所持させるようにする法律を制定することと、不法就労者を雇用した経営者への制裁措置の導入を勧告していた。SCIRPは、また、一方で合法化措置の実施を支持していたが、短期滞在外国人労働者制度の拡大には反対した。

その後、移民政策に関する議論は袋小路を抜けだせず、2006年あるいは2007年の議会でも袋小路のなかにいることが明らかであった。1986年の移民改革・入国管理法 (IRCA) は1986年より施行されたが、同法は、不法就労者を雇用した経営者に対する制裁措置を信頼できる制度にするための規定は含んでいなかった。しかも、法の実施のための制度については何も規定しなかつただけでなく、SCIRPが勧告した偽造防止策を施された雇用資格証の導入も盛り込んでいなかった。その結果、アメリカの不法移民、とくにメキシコからの不法移民は急増していったのである。振り返ってみると、これにはレーガン政権の移民政策に対する見方も大いに関係していることがわかる。大統領候補のときにレーガンは、メキシコ、アメリカ、カナダの間の人の自由な移動を実現したいと宣言したことがある (Tichenor, 2002)。レーガン政権と議会の共和党は、SCIRPの勧告のほとんどを無視することに成功したのである。

それゆえに、1986年には正式に雇用者への制裁措置が導入されたものの、アメリカへの不法移民は1987年から2007年の間も増加し続けたのである。実際、アメリカ政府の役人たちはこの結果については共謀者として振舞ったといつてよいが、これは有権者たちとて同じである。しかし、多くのアメリカ国民は不法移民への合法化措置と同様に、経営者への制裁措置とその実施を望んでいたのである。おそらく、他の民主主義国より生じることが多いのかもしれないが、アメリカの移民法制定と政策形成には、政治的諸要因とお互いがしばしば対立しているはずの利益団体との間の奇妙な連携が生じることが多いのである。また主要な関係者たちの選好も時間とともに変わりやすい。ときには態度の豹変も生まれるが、その典型的な事例は、2000年に起きている。長い間経営者への制裁措置を求めていたアメリカ労働総同盟・産業別組合会議 (AFL-CIO) が態度を一変させた。経営者たちは制裁措置の実施をうまく利用して組合の組合員勧誘運動を邪魔するかもしれないとの理由で、制裁措置の実施をもはや求めないと宣言したのである (Tichenor, 2002)。おかしなことに、このAFL-CIOの態度豹変を画策したのは、労働組合役員たちであり、また移民系の移民支援活動団体の活動家たちだったのである。この意思決定には、不法労働者たちを多く抱える巨大組合を代表すると同時に、AFL-CIOの指導者の交代をもたらした新しい役員たちの影響が強い。

連邦レベルでの、移民政策論議が袋小路に入っている間に、アメリカの政治活動に多

ケース 12.6 アメリカの移民改革をめぐる政治対立

くの移民や移民の背景をもつ人々が関与し影響力を振るい始め、目立ちつつある。州、あるいは地方自治体レベルで、しばしば移民に対して厳しいものになるのが普通だが、移民政策への取り組みが活発化し始めたのである。カリフォルニア州で実施された州民投票への提案 187 は、不法滞在外国人の子供たちへの補助を含む各種の州政府による福祉援助を停止するよう要求するものであった。州民投票は、反対者による大きな集会やデモ行進を引き起こした。メキシコ総領事館の領事たちも反対運動に加わったほどである。そして、州民投票は大差をもって可決されたが、それは連邦裁判所の判事によって否定される運命にあった。連邦最高裁による 1982 年のプライラー対ドゥ判決 (Plyler v. Doe case) を裁定した最高裁は、かつてテキサス州のある地方自治体が、不法滞在者の子供を学校から排除しようとしたことは違法だとの判決を下しているのである。さらに、1849 年の乗客法 (Passenger Acts) は、アイルランドからの移民を上陸させないようにした地方自治体の法律は、連邦政府の移民政策に関する専決権を侵すものであるとして、違憲判決を下しているのである (Motomura, 2006)。

【参考文献】

Motomura, H. (2006) *Americans in Waiting: The Lost Story of Immigration and Citizenship in the United States*. (New York: Oxford University Press).

Tichenor, D. J. (2002) *Dividing Lines* (Princeton: Princeton University Press).